

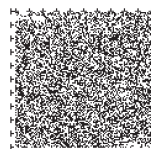
第6期 東広島市障害福祉計画及び 第2期 東広島市障害児福祉計画

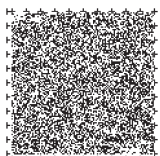
令和3年度～5年度

令和3年3月

東広島市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。⇒
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報
を音声で聞くことができます。





はじめに

我が国においては、障害者人口は増加傾向にあり、高齢化・重度化の進行とともに、介助者の不足や親亡き後の支援の在り方など、障害者福祉を取り巻く課題やニーズが複雑化、多様化しております。



平成30年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」では、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に暮らすことができる共生社会の実現が、国の障害者施策の基本的な在り方として示されております。

本市では、平成29年3月に策定した「第3次東広島市障害者計画」において“地域共生のまちづくり ～すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して～”を基本理念と定めました。そして、この障害者計画に掲げるサービス等の提供体制を確保し計画的な実施を図るため、平成30年3月、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体のものとして、「第5期東広島市障害福祉計画及び第1期東広島市障害児福祉計画」を策定しました。

さらに、平成31年4月には、「障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例（障害者コミュニケーション条例）」と「手話言語の認識の普及に関する条例（手話言語条例）」の2つの条例を施行しております。

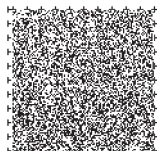
このたび、計画期間満了に伴い策定した本計画「第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画」では、引き続き多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、すべての人にとって暮らしやすい社会を目指してまいります。今後とも、東広島市自立支援協議会をはじめ、関係機関・団体や市民の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民及び関係者の皆様、熱心に議論を重ねていただきました東広島市障害者計画等審議会委員の皆様は心より感謝申し上げます。

令和3年3月

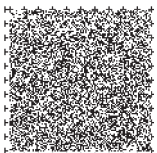
東広島市長

高 垣 廣 徳



～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の社会的背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	3
第2章 障害者の現状	4
1 人口の動き	4
2 障害者の状況	5
第3章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況	10
1 成果目標の進捗状況	10
2 第5期障害福祉計画の進捗状況	14
3 第1期障害児福祉計画の進捗状況	19
第4章 アンケート調査結果から読み取れる課題	21
1 障害者アンケート（18歳以上）調査結果から読み取れる課題	21
2 障害児アンケート（18歳未満）調査結果から読み取れる課題	31
第5章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画	39
1 基本指針の見直しについて	39
2 成果目標の設定	44
3 第6期障害福祉計画	51
4 第2期障害児福祉計画	61
第6章 計画の推進	65
1 計画の推進体制	65
2 計画の進行管理	67
資料編	68
1 東広島市障害者計画等審議会規則	68
2 東広島市障害者計画等審議会 委員名簿	70
3 策定経過	71
4 用語解説	72



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の社会的背景と趣旨

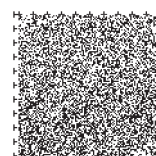
平成28年5月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」及び「児童福祉法」が改正され、平成30年4月から施行されました。この改正により、障害者の地域での暮らしを支援するための自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。また、医療的ケア児への支援や障害児へのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「障害児福祉計画」の策定が定められました。

平成30年3月には、国において「障害者基本法」の規定に基づく「障害者基本計画（第4次）」（以下「第4次計画」といいます。）が閣議決定されました。「第4次計画」は、障害者支援施策の包括的な推進に向けて、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催決定や「障害者権利条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）の施行等の動向を踏まえて策定されています。

令和2年1月には、国の「社会保障審議会障害者部会」における「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直し案により、計画に加えるべき9つの方向性が示されました。

本市では、平成29年3月に、令和5年度までを計画期間とする、「障害者基本法」の規定に基づく「第3次東広島市障害者計画」を策定し、その基本理念を「地域共生のまちづくり～すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して～」と定め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。さらに、平成30年3月には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定に基づく「第5期東広島市障害福祉計画及び第1期東広島市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきました。

「第5期東広島市障害福祉計画及び第1期東広島市障害児福祉計画」は、令和2年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。



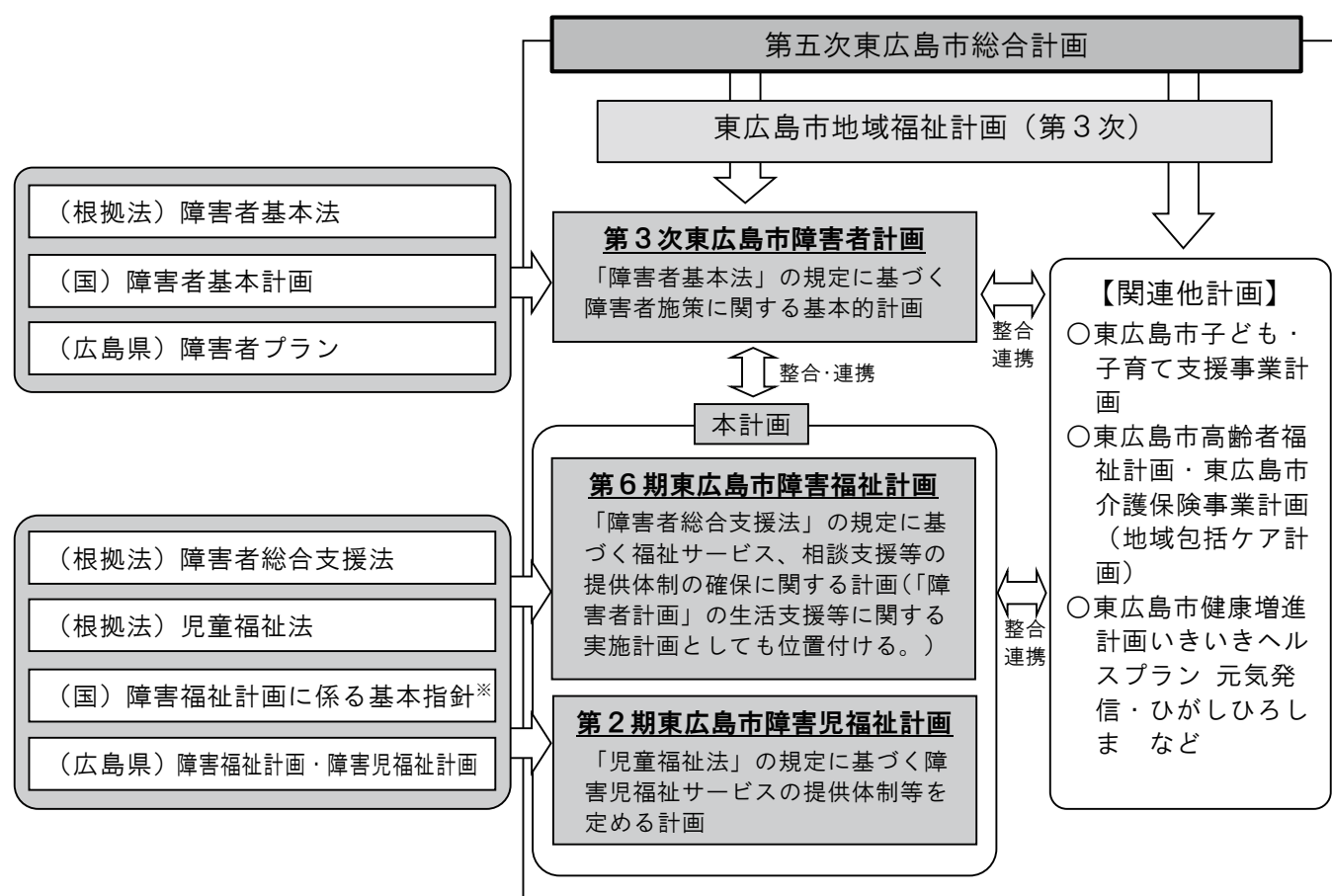
2 計画の位置付け

「障害者計画」は、「障害者基本法」第 11 条の規定に基づく、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援施策を定める総合的な計画です。一方、本計画は「障害者総合支援法」第 88 条及び「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく、障害福祉サービスや市町等が主体となって柔軟に実施する地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量と、その確保方策及び障害児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

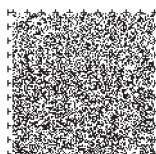
また、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」をはじめ、「東広島市地域福祉計画」「東広島市子ども・子育て支援事業計画」や「東広島市高齢者福祉計画・東広島市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

策定に当たっては、「第 5 期東広島市障害福祉計画及び第 1 期東広島市障害児福祉計画」策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、並びにアンケート結果等に基づく障害者や障害児の現状やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

【計画の位置付け】



※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）



3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。「第3次東広島市障害者計画」の対象期間は、平成29年度から令和5年度までの7年間となっています。

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
東広島市障害者計画	第3次(現行計画)						次期計画		
東広島市障害福祉計画	第5期		第6期(本計画)			第7期(見直し)			
東広島市障害児福祉計画	第1期		第2期(本計画)			第3期(見直し)			

4 計画の策定方法

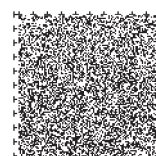
(1) 東広島市障害者計画等審議会における審議及び市民意見の反映

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「東広島市障害者計画等審議会」において、計画の原案等について専門的な立場から審議しました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く市民から意見を募りました。

(2) 市民アンケート調査の実施

障害者の現状やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内の障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者等に対し、郵送での配布、回収によりアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内に住所を有する障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者
調査期間	令和2年8～9月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	2,000人（18歳以上1,500人、18歳未満500人）
有効回収数	672票（18歳以上502人、18歳未満170人）
有効回収率	33.6%（18歳以上33.5%、18歳未満34.0%）

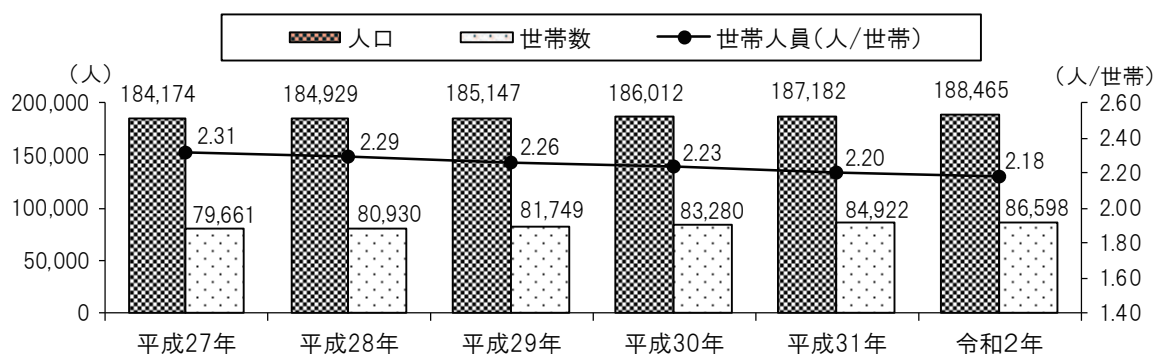


第2章 障害者の現状

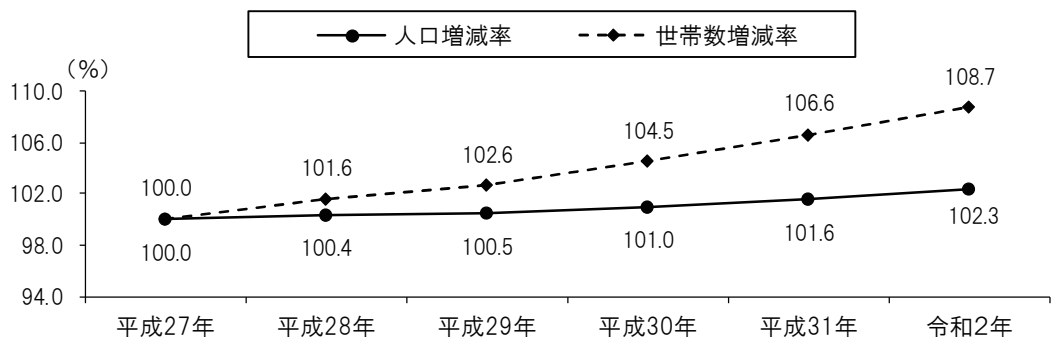
1 人口の動き

本市の人口及び世帯数は、緩やかな増加で推移しており、令和2年3月末日現在188,465人（平成27年を100とした場合102.3）となっています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成27年の2.31人から令和2年で2.18人と、緩やかに小家族化が進行しています。本市の高齢化率は、平成27年の22.4%から令和2年で24.1%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成27年を100とした場合の各年の割合を示している。

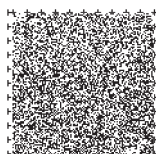
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

【年齢別人口の推移】

単位(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率(%)
18歳未満	33,438	33,399	33,239	32,952	32,758	32,669	97.7
65歳以上	41,314	42,534	43,406	44,161	44,943	45,476	110.1
高齢化率(%)	22.4	23.0	23.4	23.7	24.0	24.1	-

注：増減率は平成27年を100とした場合の令和2年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

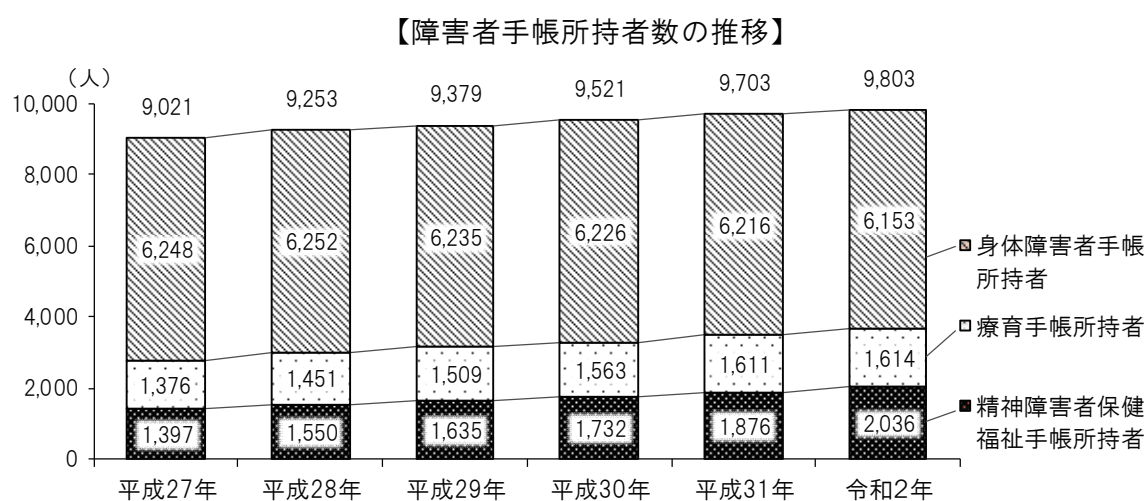


2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな増加で推移しており、令和2年は 9,803 人となっています。

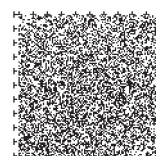
手帳の種類別でみると、令和2年は「身体障害者手帳所持者」が 6,153 人と最も多く、全体の約6割（62.8%）を占めています。「療育手帳所持者」は 1,614 人（全体に占める構成比 16.5%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は 2,036 人（同 20.8%）となっています。平成 27 年からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っています。



単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
障害者手帳 所持者数合計	9,021	9,253	9,379	9,521	9,703	9,803	108.7
身体障害者手帳 所持者	6,248	6,252	6,235	6,226	6,216	6,153	98.5
療育手帳所持者	1,376	1,451	1,509	1,563	1,611	1,614	117.3
精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,397	1,550	1,635	1,732	1,876	2,036	145.7

注: 増減率は平成 27 年を 100 とした場合の令和2年の割合を示している。(以下同様)

資料: 障害福祉課(各年4月1日現在)

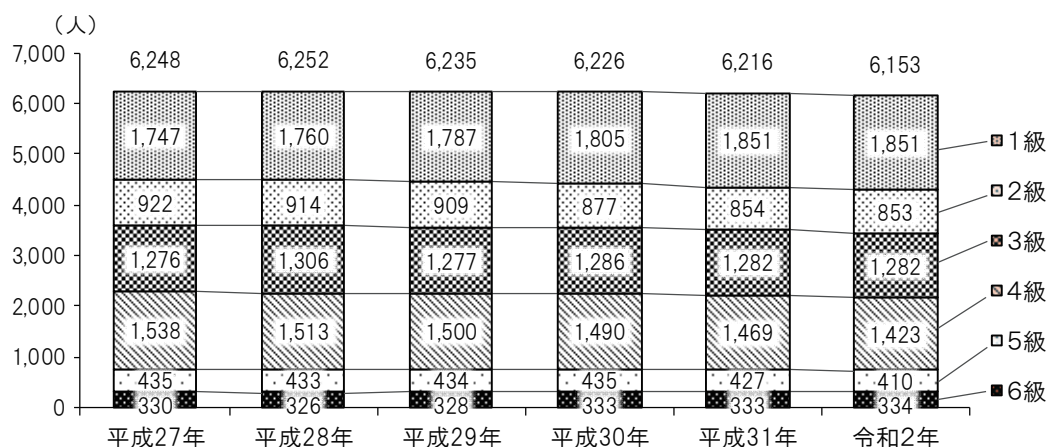


(2) 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和2年で 6,153 人となっています。

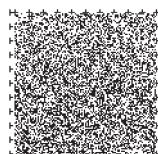
等級別でみると、令和2年は「1級」が 1,851 人と最も多く、全体の3割（30.1%）を占めています。次いで「4級」が 1,423 人（全体に占める構成比 23.1%）、「3級」が 1,282 人（同 20.8%）の順となっています。平成 27 年からの推移では、「1級」が増加し、「2級」及び「4級」の減少が目立っています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



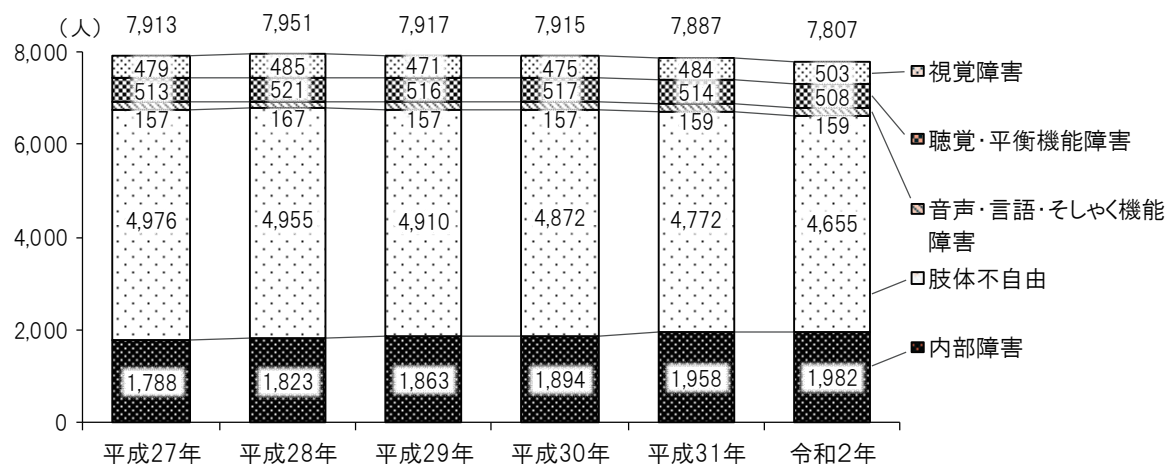
単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	6,248	6,252	6,235	6,226	6,216	6,153	98.5
1級	1,747	1,760	1,787	1,805	1,851	1,851	106.0
2級	922	914	909	877	854	853	92.5
3級	1,276	1,306	1,277	1,286	1,282	1,282	100.5
4級	1,538	1,513	1,500	1,490	1,469	1,423	92.5
5級	435	433	434	435	427	410	94.3
6級	330	326	328	333	333	334	101.2

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）



障害種類別でみると、令和2年は「肢体不自由」が4,655人と最も多く、次いで「内部障害」が1,982人、「聴覚・平衡機能障害」が508人の順となっています。平成27年からの推移では、特に「内部障害」が増加し、「肢体不自由」が減少しています。

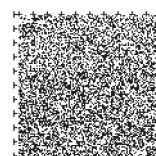
【障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
合計	7,913	7,951	7,917	7,915	7,887	7,807	98.7
視覚障害	479	485	471	475	484	503	105.0
聴覚・平衡機能障害	513	521	516	517	514	508	99.0
音声・言語・そしゃく機能障害	157	167	157	157	159	159	101.3
肢体不自由	4,976	4,955	4,910	4,872	4,772	4,655	93.5
内部障害	1,788	1,823	1,863	1,894	1,958	1,982	110.9

注：重複障害があるため、合計人数は前段の「身体障害者手帳所持者数合計」とは一致しない。

資料：障害福祉課(各年4月1日現在)

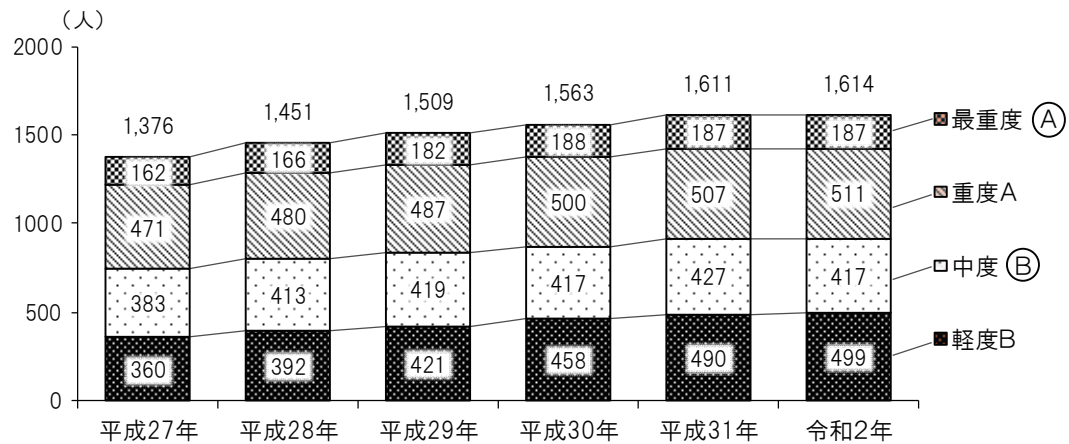


(3) 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和2年は 1,614 人となっています。

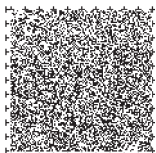
障害程度別でみると、令和2年は重度Aが511人と最も多く、次いで軽度Bが499人、中度(Ⓑ)が417人、最重度(Ⓐ)が187人の順となっています。また、重度障害者(Ⓐ、A)の割合は、43.2%となっています。平成27年からの推移では、「軽度B」が大きく増加しています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
療育手帳 所持者数合計	1,376	1,451	1,509	1,563	1,611	1,614	117.3
最重度(Ⓐ)	162	166	182	188	187	187	115.4
重度A	471	480	487	500	507	511	108.5
中度(Ⓑ)	383	413	419	417	427	417	108.9
軽度B	360	392	421	458	490	499	138.6

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)



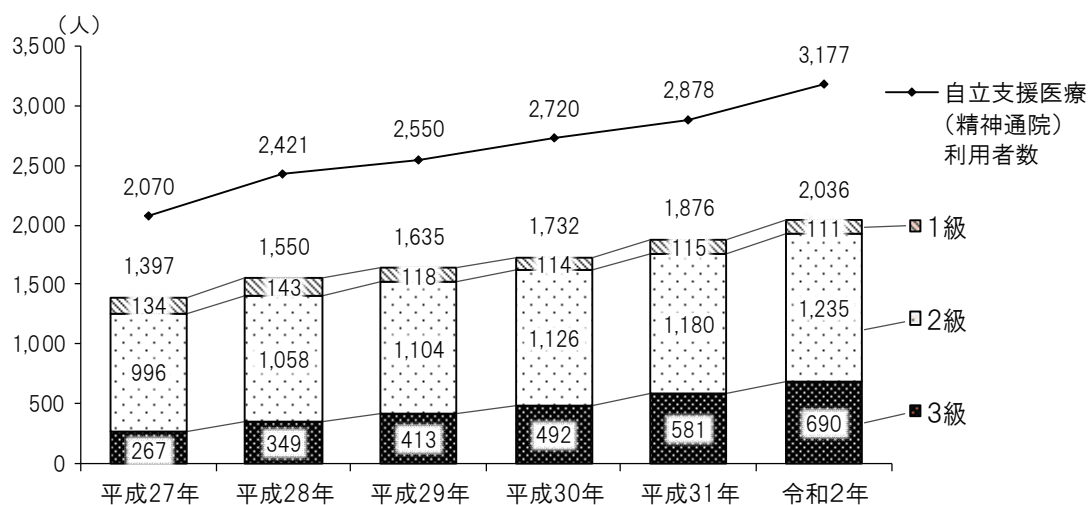
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加で推移しており、令和2年は 2,036 人となっています。

等級別でみると、令和2年は「2級」が 1,235 人と最も多く、全体の6割（60.7%）を占めています。次いで「3級」が 690 人（全体に占める構成比 33.9%）、「1級」が 111 人（同 5.5%）の順となっており、平成27年からの推移では、「2級」及び「3級」は増加していますが、「1級」は減少しています。

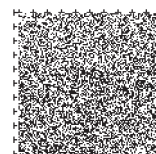
自立支援医療（精神通院）利用者数は増加傾向にあり、令和2年は 3,177 人となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	増減率 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	1,397	1,550	1,635	1,732	1,876	2,036	145.7
1級	134	143	118	114	115	111	82.8
2級	996	1,058	1,104	1,126	1,180	1,235	124.0
3級	267	349	413	492	581	690	258.4
自立支援医療(精神 通院)利用者数	2,070	2,421	2,550	2,720	2,878	3,177	153.5

資料:障害福祉課(各年4月1日現在)



第3章

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況

1 成果目標の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

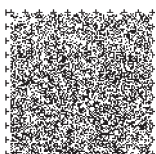
令和2年度末までに、平成28年度末時点の福祉施設入所者191人のうち2人(1.0%)を削減目標としていましたが、令和元年度末では5人減少しています。また、施設入所からの地域生活への移行者の目標を8人(4.2%)と設定していましたが、令和元年度末では、地域生活への移行者数が2人(1.0%)となっています。

	目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成28年度末時点の施設入所者数	191人 (基準値)	—	—
②令和2年度末の施設入所者数	189人	186人	—
③施設入所者の削減見込み(①－②)	2人	5人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	1.0%	2.6%	①から2%以上削減
⑤令和2年度末の施設入所からの地域生活移行者数	8人	2人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	4.2%	1.0%	①の9%以上

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。

	目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	各市町に協議の場を設置



(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、令和元年度末では1箇所整備しています。

	目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所	1 箇所	各市町に少なくとも1箇所を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

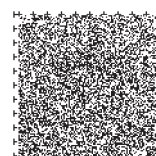
福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和2年度末において20人を目標としていますが、令和元年度末では28人となっています。

	目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	17 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	20 人	28 人	—
③一般就労移行割合(②/①)	1.2 倍	1.6 倍	①の 1.5 倍以上

② 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、令和2年度の就労移行支援事業の利用者を58人とすることを目標としていますが、令和元年度末では32人となっています。

	目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	52 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	58 人	32 人	—
③利用者数の増加割合(②/①-1)	11.5%	-38.5%	①の2割以上増加



③ 就労移行支援事業所の就労移行率

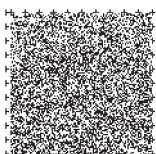
就労移行率が3割以上の事業所数は、令和元年度末では全事業所 8 箇所のうち 2 箇所（25.0%）となっています。

	目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和2年度末時点の就労移行支援事業 所数	8 箇所	8 箇所	—
②令和2年度末時点の就労移行率が3割 以上の事業所数	3 箇所	2 箇所	—
③令和2年度末時点の就労移行率が3割 以上の事業所数が全事業所数に占める 割合(②/①)	37.5%	25.0%	①の5割以上

④ 就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%にすることを目標としています。

	目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和元年度中の就労定着支援の新規 利用者数	—	0 人	—
②上記のうち、支援開始1年後の職場定着 率	80.0%	—	①の8割以上



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

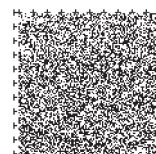
本市では、児童発達支援センターを1箇所設置しています。

また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1箇所、放課後等デイサービス事業所を3箇所確保しています。

医療的ケア児支援のための、協議の場を設置しています。

	目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和2年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1 箇所	1 箇所	各市町に少なくとも 1 箇所以上設置
②令和2年度末までの保育所等訪問支援体制の整備	可	可	各市町に利用できる 体制を構築
③令和2年度末までの主に重症心身障害児に対応した事業所数	2 箇所※	4 箇所	各市町に少なくとも 1 箇所以上確保
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	設置	各市町に協議の場 を設置

※児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1箇所設置



2 第5期障害福祉計画の進捗状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護は利用者数、時間数ともに計画値を下回っていますが、重度訪問介護の利用者数は、概ね計画どおりです。

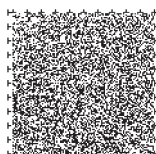
同行援護は利用者数、時間数ともに計画値を上回っていますが、行動援護は利用者数、時間数ともに、計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	人/月	213	222	232	190	190	191
	時間/月	4,430	4,618	4,826	3,728	3,892	3,913
重度訪問介護	人/月	4	4	4	5	3	3
	時間/月	413	413	413	1,083	223	189
同行援護	人/月	7	7	7	12	15	15
	時間/月	101	101	101	268	229	220
行動援護	人/月	112	125	138	90	74	89
	時間/月	1,232	1,375	1,518	874	693	736
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	336	358	381	297	282	298
	時間/月	6,176	6,507	6,858	5,953	5,037	5,058

※令和2年度の実績値は見込み

【一人当たり月間平均利用時間】

サービス種類	平均利用時間/月
居宅介護	20.9 時間
重度訪問介護	148.2 時間
同行援護	15.8 時間
行動援護	9.5 時間



(2) 日中活動系サービス

生活介護の利用者数は計画値を上回っていますが、日数は計画値を下回っています。

自立訓練（生活訓練）の利用者数は、増加で推移しており、利用者数、日数ともに計画値を上回っています。

就労移行支援及び就労継続支援（A型）の利用者数は減少傾向にあり、利用者数、日数ともに計画値を下回っています。

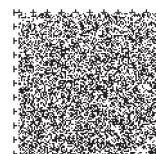
就労継続支援（B型）の利用者数は増加していますが、計画値を下回って推移しています。

療養介護は、利用者数、日数ともに概ね計画どおりです。

短期入所（福祉型）の利用者数は減少していますが、日数は増加しています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人/月	527	527	527	547	540	555
	人日/月	9,275	9,275	9,275	8,746	8,961	8,813
自立訓練 （機能訓練）	人/月	4	4	4	8	5	2
	人日/月	67	67	67	131	52	31
自立訓練 （生活訓練）	人/月	18	18	18	22	46	41
	人日/月	101	101	101	231	439	386
就労移行支援	人/月	55	57	58	42	30	35
	人日/月	1,001	1,037	1,056	716	551	589
就労継続支援 （A型）	人/月	82	87	92	77	69	72
	人日/月	1,755	1,862	1,969	1,642	1,468	1,378
就労継続支援 （B型）	人/月	328	364	402	327	336	351
	人日/月	5,445	6,042	6,673	5,236	5,757	5,427
就労定着支援	人/月	2	5	10	0	2	0
	人日/月	46	115	230	0	2	1
療養介護	人/月	31	31	31	34	31	30
	人日/月	952	952	952	1,054	954	918
短期入所 （福祉型）	人/月	90	93	96	107	86	65
	人日/月	351	363	374	431	488	518
短期入所 （医療型）	人/月	16	16	16	13	11	14
	人日/月	48	48	48	43	39	49

※令和2年度の実績値は見込み



【一人当たり月間平均利用日数】

サービス種類	平均利用日数/月
生活介護	20.3 日
自立訓練(機能訓練)	15.5 日
自立訓練(生活訓練)	8.5 日
就労移行支援	18.1 日
就労継続支援(A型)	21.5 日
就労継続支援(B型)	16.6 日
療養介護	30.9 日
短期入所(福祉型)	6.7 日
短期入所(医療型)	3.9 日

(3) 居住系サービス

施設入所支援の利用者数は、概ね計画どおりですが、共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人/月	2	2	2	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	101	101	101	114	110	116
施設入所支援	人/月	190	190	189	191	186	183

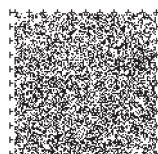
※令和2年度の実績値は見込み

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っていますが、地域定着支援の利用者数は、概ね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	175	180	185	208	238	261
地域移行支援	人/月	2	3	4	0	0	1
地域定着支援	人/月	10	11	12	8	10	9

※令和2年度の実績値は見込み



(5) 地域生活支援事業

① 必須事業

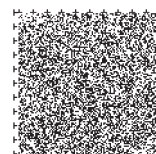
成年後見制度利用支援事業の利用者数は、計画値を上回っています。

日常生活用具給付等事業については、介護・訓練支援用具の件数は概ね計画どおりですが、自立生活支援用具の件数は計画値を上回っています。また、情報・意思疎通支援用具の件数は、計画値を下回っています。

移動支援事業や地域活動支援センター事業の利用者数は減少しており、計画値を下回っています。

サービス種類		単位	第5期計画値			第5期実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		人/年	6	7	7	7	8	11
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	-	-	-	-	-	-
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	20	20	20	36	22	32
	手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1	2	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	16	16	16	18	17	17
	自立生活支援用具	件/年	32	32	32	40	42	39
	在宅療養等支援用具	件/年	44	44	44	27	47	37
	情報・意思疎通支援用具	件/年	42	42	42	17	24	21
	排せつ管理支援用具	件/年	3,129	3,198	3,267	3,083	3,244	3,106
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	6	6	6	6	6	7
手話奉仕員養成研修事業		人/年	26	26	26	44	29	7
移動支援事業		人/月	191	191	191	221	146	157
		時間/月	1,761	1,761	1,761	1,223	996	1,060
地域活動支援センター事業		箇所	3	3	3	3	3	3
		人/月	294	294	294	416	248	177

※令和2年度の実績値は見込み



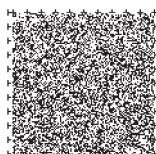
② 任意事業

福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業の利用者数は、概ね計画どおりですが、日中一時支援事業の利用者数は、計画値を大きく上回っています。

奉仕員養成事業の利用者数、自動車運転免許取得費給付事業、自動車改造費給付事業の利用件数は、それぞれ計画値を上回っています。

サービス種類		単位	第5期計画値			第5期実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活支援	福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	8	8	8	7	6	6
	訪問入浴サービス事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	10	11	12	9	8	8
	生活訓練事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	55	55	55	46	73	80
	日中一時支援事業	人/月	32	32	32	101	94	75
		人日/月	212	212	212	387	430	367
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	箇所	3	3	3	3	3	3
		人/年	156	156	156	154	148	148
	点字・声の広報等発行事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	29	29	29	23	16	16
	奉仕員養成事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	5	0	5	8	8	8
	自動車運転免許取得費給付事業	件/年	1	1	1	3	3	4
	自動車改造費給付事業	件/年	5	5	5	7	8	6
就労・就業支援	知的障害者職親委託事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	16	16	16	15	15	15

※令和2年度の実績値は見込み



3 第1期障害児福祉計画の進捗状況

(1) 障害児支援

① 障害児通所支援

児童発達支援は、利用者数、日数ともに計画値を下回っています。

医療型児童発達支援の利用者数は、計画値を上回っていますが、日数は計画値を下回っています。

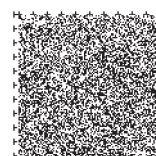
放課後等デイサービスの利用者数は減少していますが、日数は増加しており計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人/月	315	336	359	286	284	262
	人日/月	1,449	1,546	1,651	1,423	1,417	1,457
医療型児童発達支援	人/月	13	13	13	16	16	14
	人日/月	152	152	152	143	135	100
放課後等デイサービス	人/月	930	1,035	1,140	979	680	1,122
	人日/月	3,906	4,347	4,788	4,538	5,076	5,474
保育所等訪問支援	人/月	5	6	7	4	6	5
	人日/月	5	6	7	4	6	5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	6	6	6	0	0	0
	人日/月	30	30	30	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込み

【一人当たり月間平均利用日数】

サービス種類	平均利用日数/月
児童発達支援	6.0 日
医療型児童発達支援	10.2 日
放課後等デイサービス	7.7 日
保育所等訪問支援	0.8 日

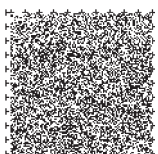


② 障害児相談支援等

障害児相談支援の利用者数は増加しており、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	人/月	74	74	74	75	99	118
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	0	1	1	0	1	1

※令和2年度の実績値は見込み



第4章 アンケート調査結果から読み取れる課題

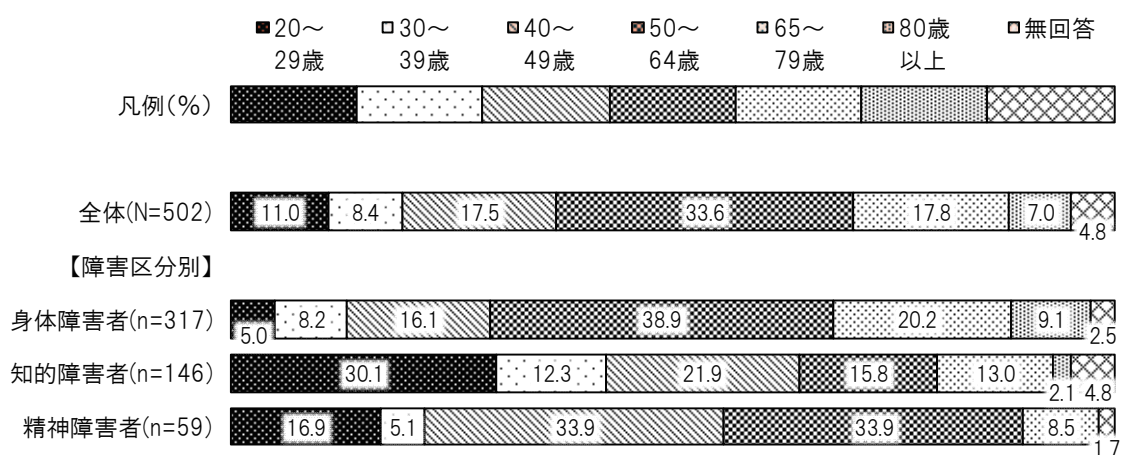
1 障害者アンケート（18歳以上）調査結果から読み取れる課題

（1）障害の状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 年齢は、50歳以上で約6割を占め、65歳以上で2割以上を占めている（図1）。
- 身体障害者は約3割が65歳以上で、約1割が80歳以上となっている（図1）。

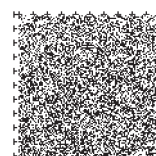
【図1 / 年齢別構成】



- 知的障害者や精神障害者の3割程度が「発達障害の診断」を受けており、39歳以下で3割以上を占めている。
- 精神障害者の7割以上が「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っている。
- 65歳以上の約2割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。
- 知的障害者の約6割が「障害支援区分認定」を受けている。

今後の課題

- 障害者の高齢化を見据えた支援内容の充実とともに、障害の区分や年齢など障害特性の違いに、より一層配慮した支援内容の検討が必要です。

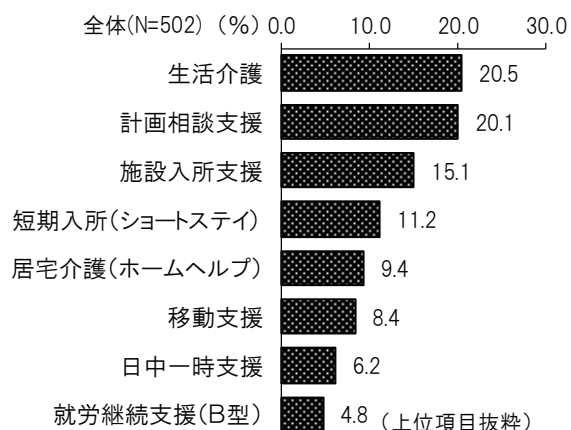


(2) 障害福祉サービスの利用について

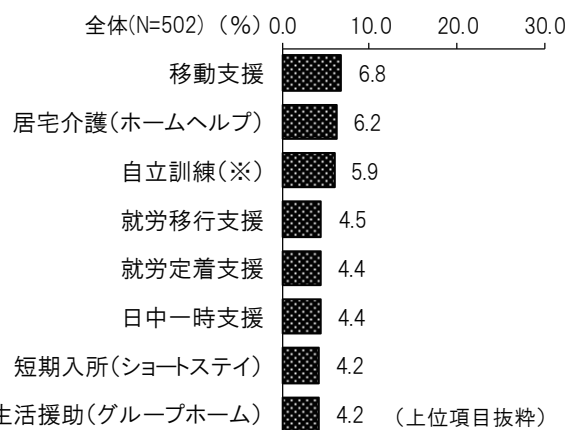
【調査結果の概要（ポイント）】

○現在利用している障害福祉サービスは「生活介護」「計画相談支援」「施設入所支援」「短期入所」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「移動支援」「居宅介護」「自立訓練」「就労移行支援」の順に多い（図2、図3）。

【図2／利用しているサービス】



【図3／今後利用したいサービス】



※自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

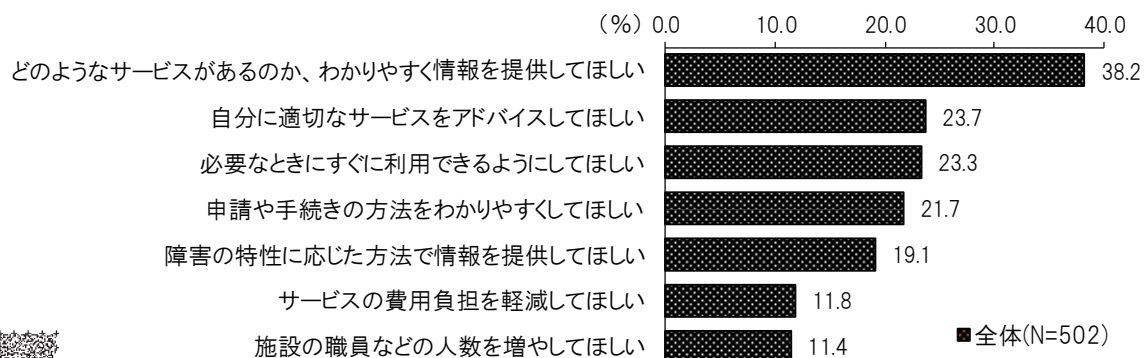
注：今後利用したいサービスについて「自立訓練」「就労移行支援」「短期入所」は、64歳以下(n=354)で集計した割合

○利用できていないサービスは「短期入所」「移動支援」「日中一時支援」などが多い。その理由として「現在は利用の必要がないから」「定員がいっぱいなどの理由で事業所に断られたから」などが多い。

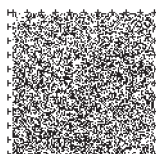
○障害福祉サービスについては、約8割が「満足」と回答しており、8割近くが「利用しやすい」と回答している。

○今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」といったニーズがある（図4）。

【図4／サービスを利用しやすくするために必要なこと（上位項目抜粋）】



■全体(N=502)



今後の課題

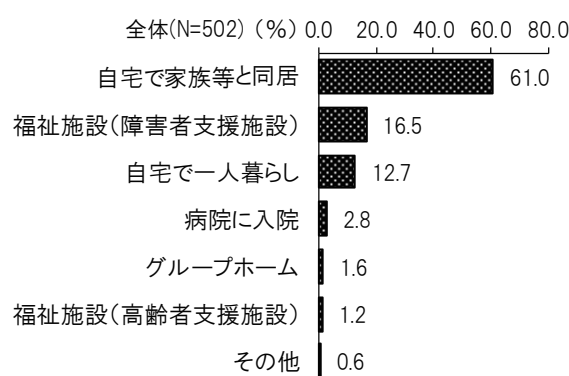
- 「移動支援」「居宅介護」などの利用ニーズや「就労移行支援」などの就労系サービスの、ニーズに応じた提供体制の確保が必要です。
- 障害福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障害の特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。

(3) 住まいや暮らしについて

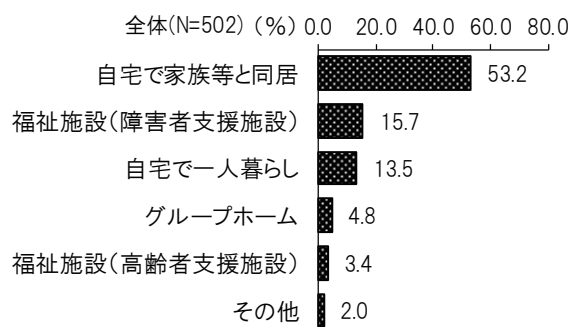
【調査結果の概要（ポイント）】

○自宅で一人で暮らしている人は1割程度、精神障害者のおよそ4人に1人が、今後「一人暮らし」を希望している（図5、図6）。

【図5／現在の生活の場】

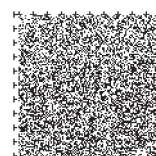
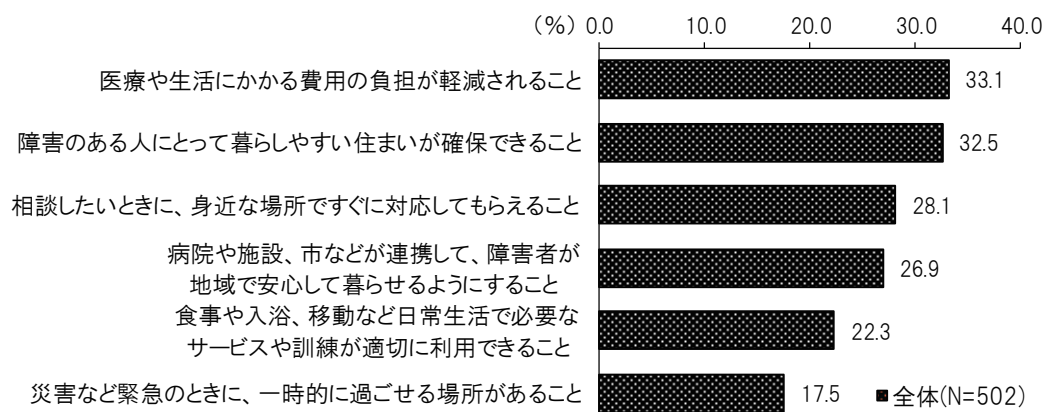


【図6／希望する暮らし方】

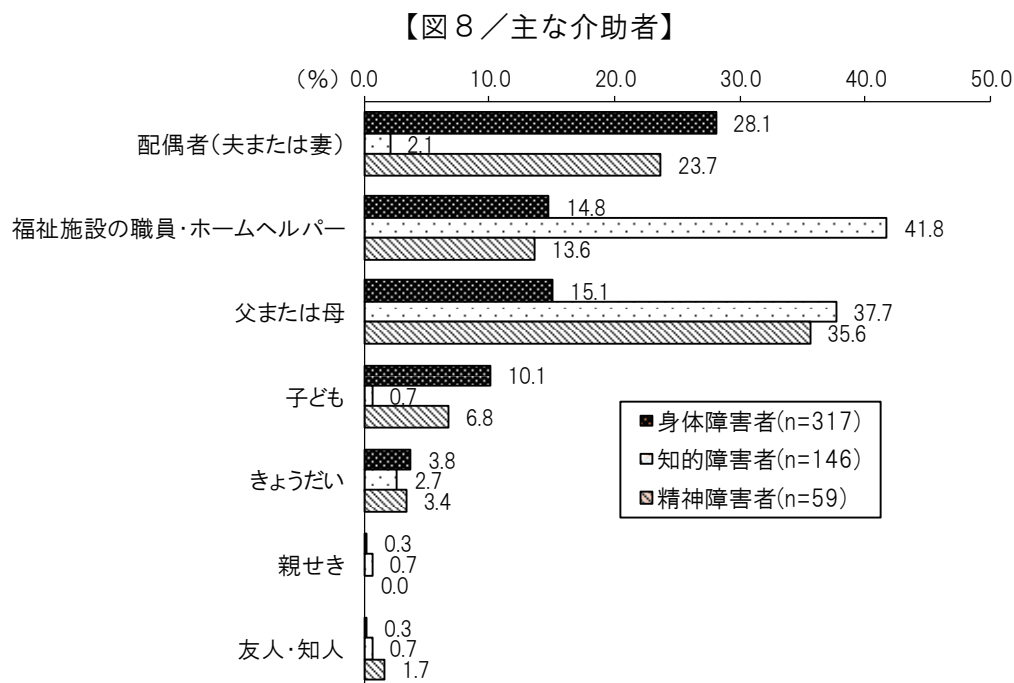


○地域で安心して暮らすために必要な支援としては、「医療や生活にかかる費用の負担軽減」「障害のある人にとって暮らしやすい住まいの確保」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」の順に多い（図7）。特に、身体や精神障害者で「医療や生活にかかる費用の負担軽減」、知的障害者で「自分の意思を正しく伝え、理解してもらえるようになること」の割合が高くなっている。

【図7／地域で安心して暮らすために必要な支援（上位項目抜粋）】

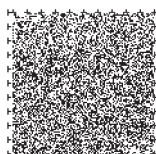


○主な介助者は、身体や精神障害者では「配偶者（夫又は妻）」、知的障害者は「福祉施設の職員・ホームヘルパー」、知的や精神障害者は「父母」が多い（図8）。身体や知的障害者の主な介助者の3割近くが70歳以上で、年齢が上がるほど健康に不安を感じる人が多い。



今後の課題

- 住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅サービスの充実や障害に適した住環境の整備などをはじめ、介助者の高齢化や「親亡き後」に備えた、生活支援の在り方への検討が必要です。
- 自立生活を希望する障害者に対して、経済的な負担軽減や日常生活に必要なサービスや訓練の、適切な提供が求められています。

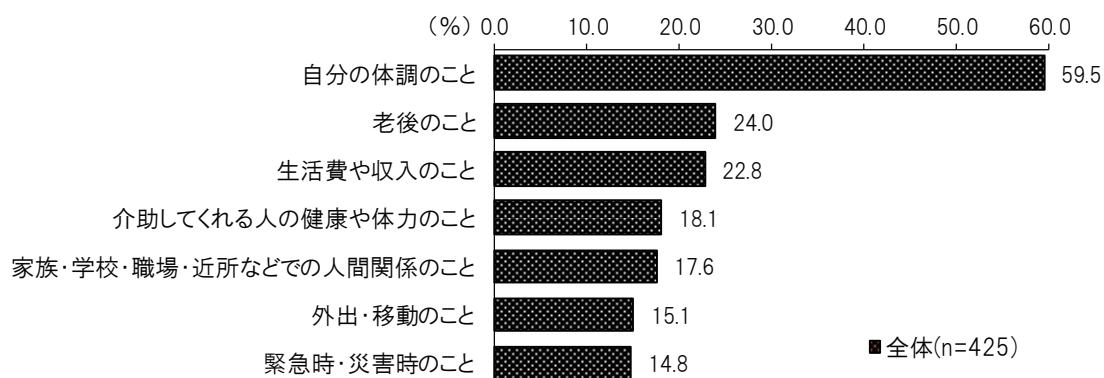


(4) 相談について

【調査結果の概要（ポイント）】

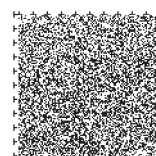
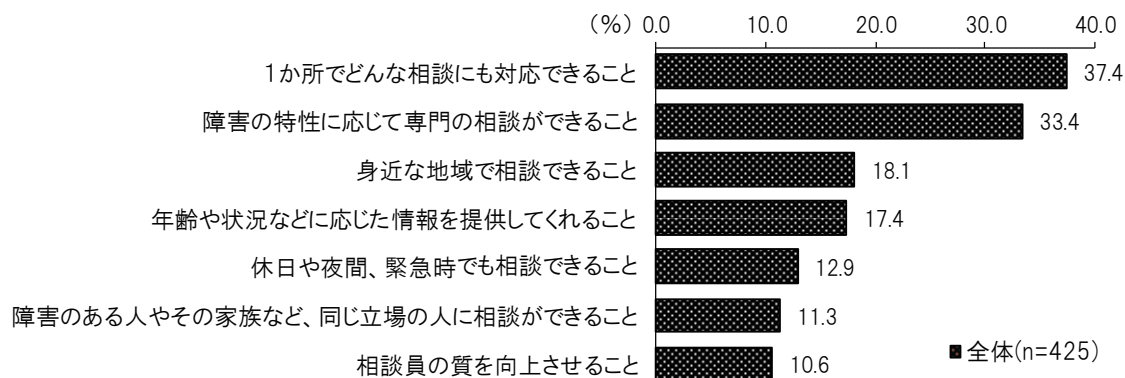
- 困ったときの相談先は「家族・親族」が最も多く、次いで「福祉施設の職員」「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」の順に多い。特に、知的障害者で「福祉施設の職員」、精神障害者で「かかりつけの医師や看護師」が多い。
- 困ったときに誰にも相談していない理由として、「身近に相談できる人がいないから」「相談するほどのことではないと思ったから」「どこ（だれ）に相談してよいか、わからなかったから」などの回答が多い。
- 困ったことや悩みごととしては、「自分の体調のこと」「老後のこと」「生活費や収入のこと」「介助してくれる人の健康や体力のこと」の順に多い（図9）。特に、精神障害者では「生活費や収入のこと」「人間関係のこと」「仕事・就職のこと」などが目立っている。

【図9／困ったことや悩みごと（上位項目抜粋）】



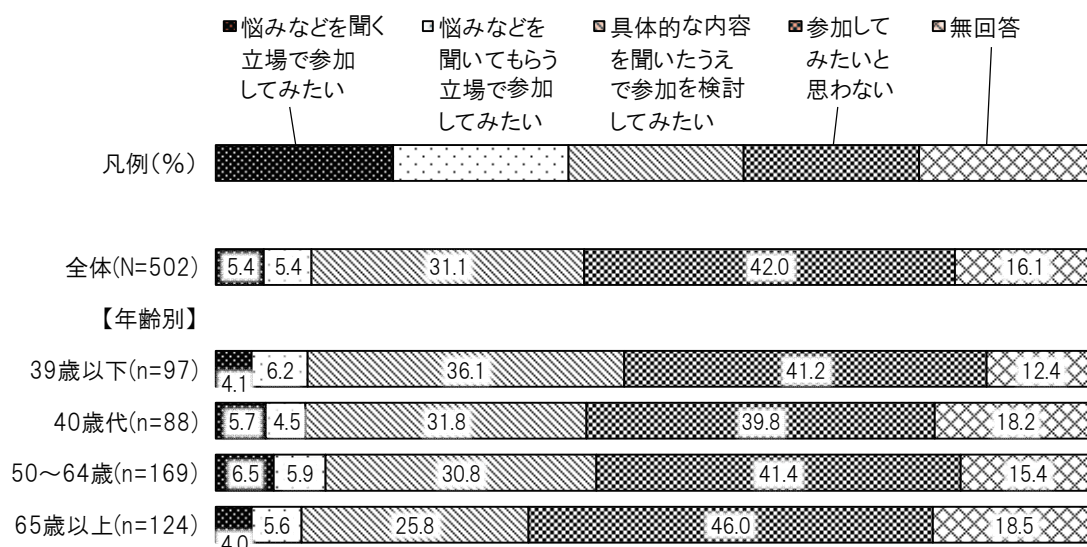
- 相談先に望むことは、「1か所でどんな相談にも対応できること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」が多い（図10）。

【図10／相談先に望むこと（上位項目抜粋）】



○障害のある人が悩みなどを聞く取組に対しては「参加してみたいと思わない」が約4割を占めるものの、約3割が「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」と回答している（図 11）。特に、その割合は身体障害者や年齢が若い層ほど多くなっている。

【図 11／障害のある人が悩みなどを聞く取組について】



今後の課題

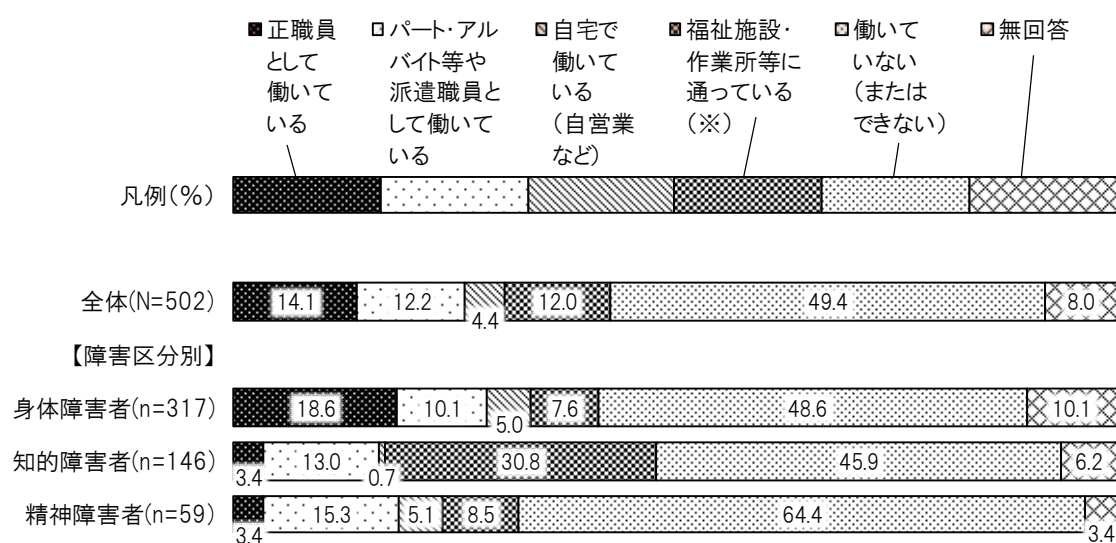
- 日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知、また、ピアサポート体制の充実が必要です。

（５）就労や日中の活動について

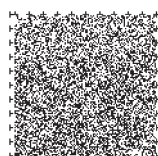
【調査結果の概要（ポイント）】

○現在、障害者の約4割が就労している。知的障害者は「福祉施設・作業所等」で働く人が多い（図 12）。

【図 12／就労状況】

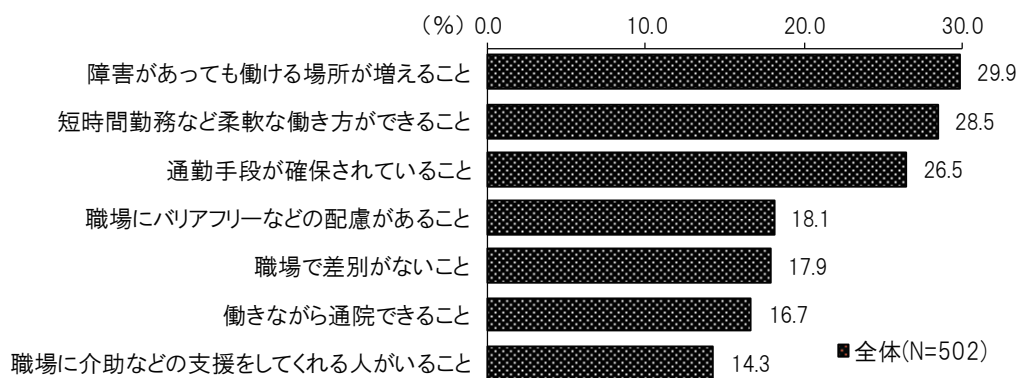


※福祉施設・作業所等に通っている（給料（工賃）をもらっている）



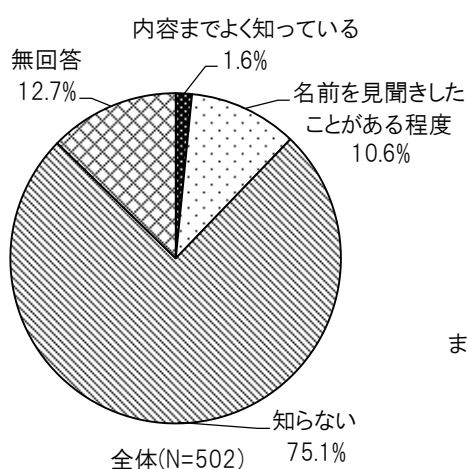
- 福祉施設・作業所等から、一般就労したいという意向は2割。一般就労していない理由は「技能や職場の人間関係、コミュニケーションなどに不安があるから」が最も多い。
- 今後の就労継続意向については、6割以上が現在の仕事を続けたいと回答。特に、知的障害者で多い。
- 未就労者における日中の過ごし方は「自宅」「家事・育児」が身体や精神障害者に多く、知的障害者は「入所施設や病院」の割合が高い。
- 未就労者における今後の就労希望は、半数以上が「働くことは考えていない」と回答しており、就労希望は1割程度となっている。
- 障害のある人が働きやすくなるために「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「通勤手段が確保されていること」などが求められている（図13）。

【図13／働きやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】

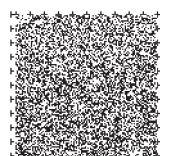
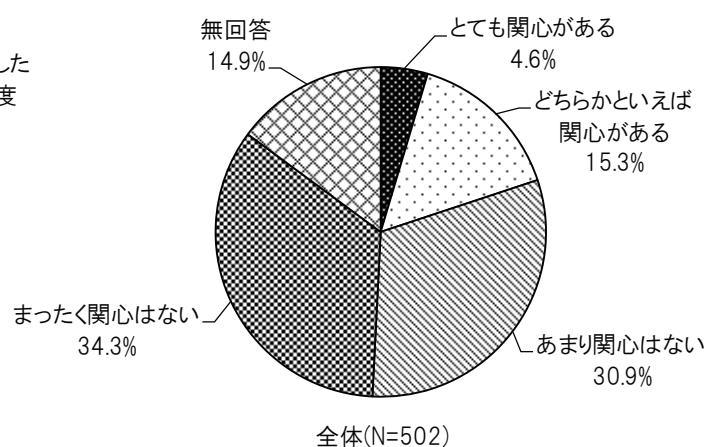


- 農福連携の認知率は1割程度であり「内容までよく知っている」人は僅かである。また、農業に従事することへは約2割が「関心がある」と回答している（図14、図15）。

【図14／農福連携の認知状況】



【図15／農業への関心度】



今後の課題

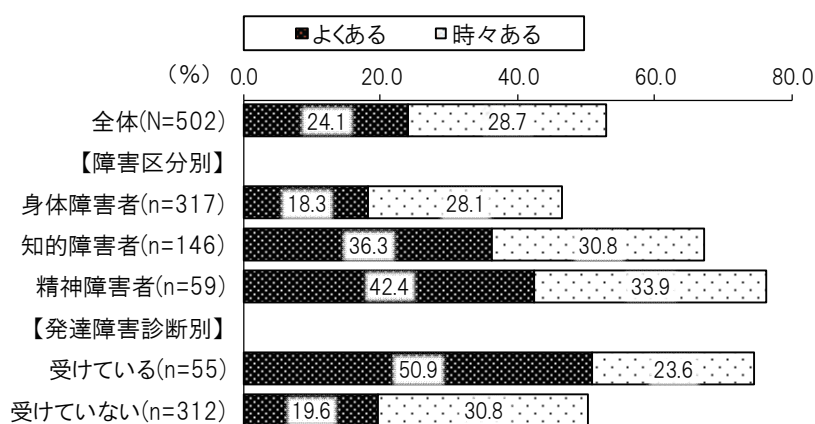
- 一般企業の障害者雇用に関する理解促進をはじめ、障害に対応した就労場所の拡充に向けた取組が必要です。
- 短時間勤務など柔軟な労働条件の整備、職場における配慮などが求められています。

（６）理解促進と社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

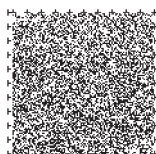
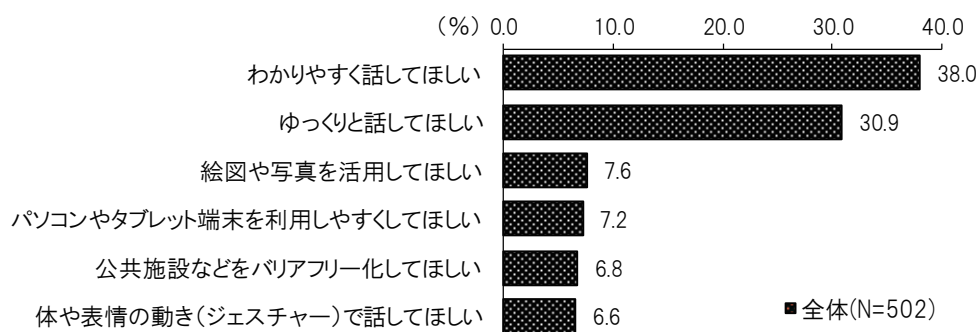
○人とコミュニケーションをとるとき、半数以上が「困ることがある」と回答している。特に、知的と精神障害者、発達障害の診断を受けている人、若い年齢層ほど困る人が多い（図 16）。

【図 16／コミュニケーションをとるときに困ること】



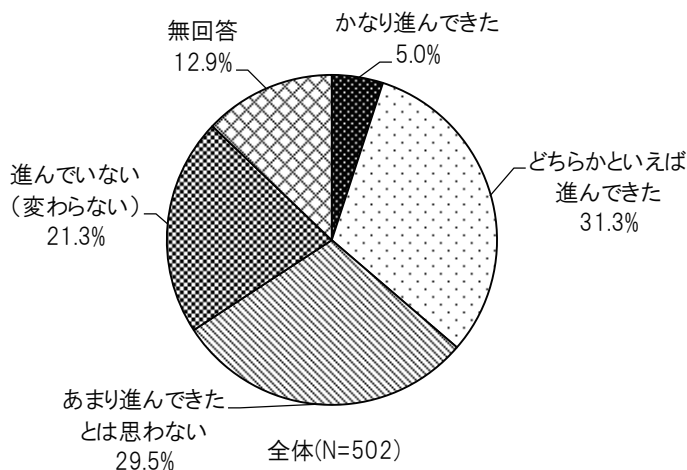
○人とコミュニケーションをとりやすくするために、「わかりやすく話してほしい」や「ゆっくりと話してほしい」人が非常に多い（図 17）。

【図 17／コミュニケーションをとるときに配慮してほしいこと（上位項目抜粋）】



○障害のある人に対する理解については3割以上が「進んできた」と感じているものの、約半数が「進んでいない」と回答している（図18）。

【図18／障害のある人に対する理解について】



○差別を受けた場合の相談先を「知っている」人は約2割であり、約7割が「知らない」と回答している。

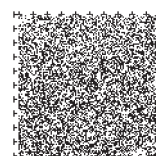
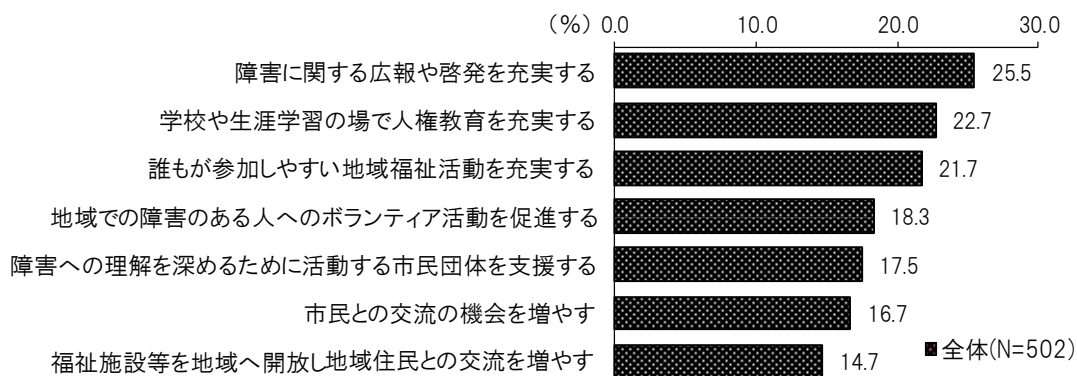
○「障害者コミュニケーション条例」や「手話言語条例」を知っている人は1割未満となっている。

○「障害者差別解消法」については、約2割が「浸透していると思う」と回答している。

○「人権フェスティバル・あいサポートフォーラム」開催の認知率は1割程度となっている。約2割がこのようなイベントに「参加したい」と回答している。

○障害のある人への理解を深めるために「障害に関する広報や啓発の充実」をはじめ、「学校や生涯学習の場で人権教育の充実」「誰もが参加しやすい地域福祉活動の充実」などが必要とされている（図19）。

【図19／障害のある人への理解を深めるために必要な取組（上位項目抜粋）】



○近所の人や地域の人と「親しく付き合っている」人は合計で1割程度となっている。約3割が「ほとんど付き合いがない」と回答している。年齢が上がるほど「親しく付き合っている」人が多いが、知的や精神障害者の4割以上が「ほとんど付き合いがない」と回答している。

○半数近くが社会活動に「参加していない」と回答しており、参加しやすくなるためには「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」「一緒に活動する仲間がいること」などが必要とされている。

○他の障害者のために手助けできる活動としては「悩みを聞くことや相談相手になること」「ごみ出しや掃除の手伝い」「電球の取り替えなど軽度な手伝い」などが多い。

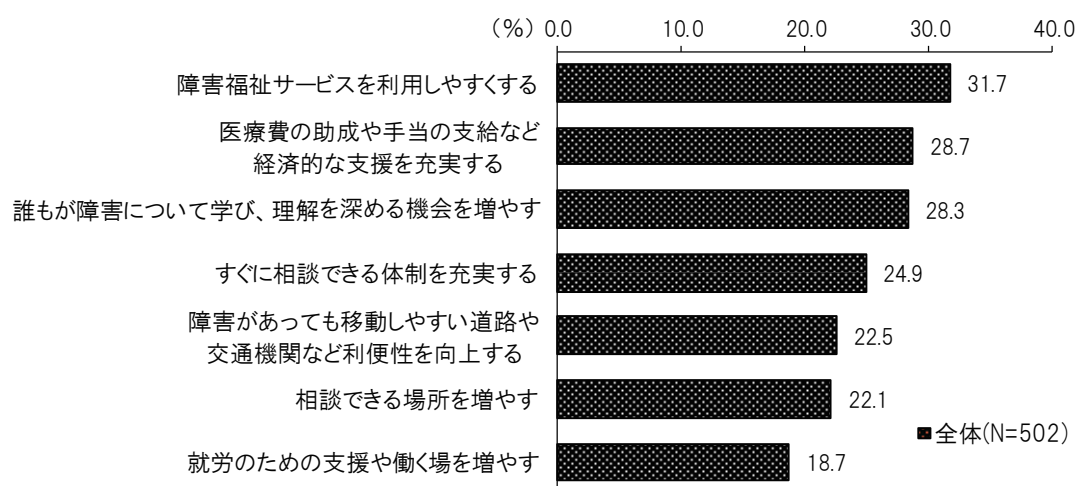
今後の課題	●障害に対する理解を深めるために、地域の福祉活動等を通して、障害者と地域住民との交流の機会を充実させることが必要です。 ●障害者とのコミュニケーションにおいて、例えば「ゆっくり話す」ことなどを広く啓発することが必要です。 ●広報等の活用により、仲間づくりやバリアフリー化の推進など、社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。
-------	---

（7）行政の福祉施策について

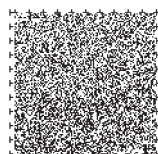
【調査結果の概要（ポイント）】

○障害のある人が住みやすいまちをつくるため、行政が取り組むべきこととして、障害福祉サービスの充実をはじめ、経済的な支援や障害についての学びの場の充実、相談支援体制の充実、移動の利便性向上などが求められている（図20）。

【図20／行政が取り組むべきこと（上位項目抜粋）】



今後の課題	●庁内においては分野横断的に、また、関係機関との連携を強化し、支援体制を充実させていく必要があります。
-------	---



2 障害児アンケート（18 歳未満）調査結果から読み取れる課題

（１）障害の状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

○知的障害者は「３～８歳」が半数近くを占めており、精神障害者は「９～１４ 歳」で６割以上を占めている。

○知的障害者の約７割、精神障害者の９割以上が「発達障害の診断」を受けている。

今後の課題

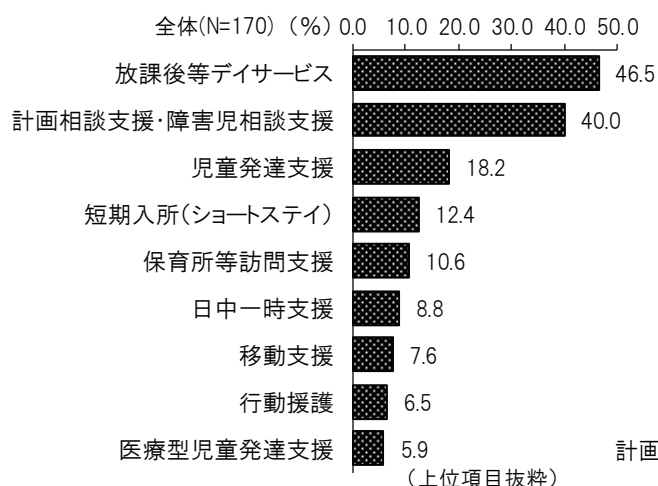
- 子ども一人一人の障害の特性や発達段階に応じた、切れ目のない支援体制の構築が必要です。
- 発達障害の支援を必要とする子どもが、身近な地域で療育等を受けられるよう、サービスの充実に向けた検討が必要です。

（２）障害福祉サービスの利用について

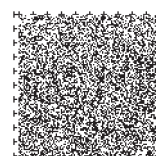
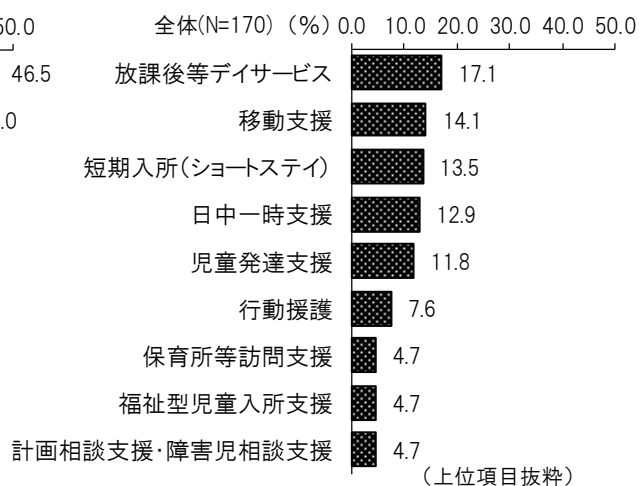
【調査結果の概要（ポイント）】

○現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「計画相談支援・障害児相談支援」が４割以上、次いで「児童発達支援」「短期入所」「保育所等訪問支援」の順。今後利用したい障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「移動支援」「短期入所」「日中一時支援」「児童発達支援」の順に多い（図 22、図 23）。

【図 22／利用しているサービス】



【図 23／今後利用したいサービス】

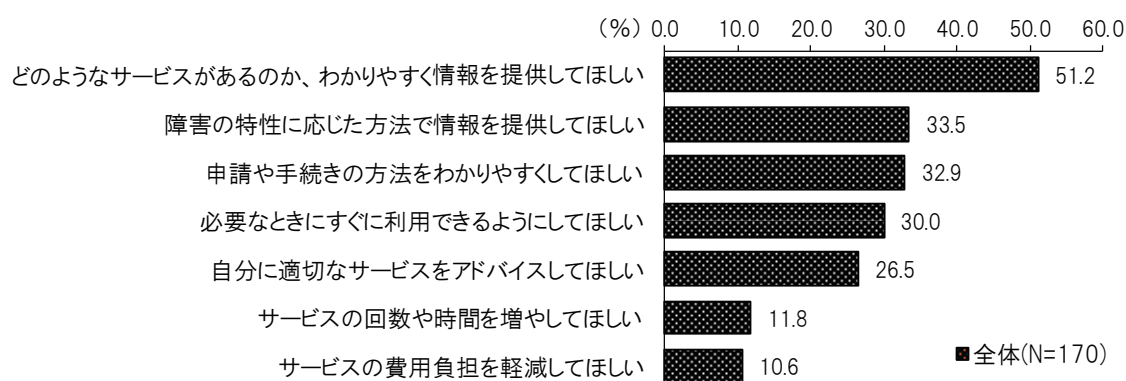


○障害福祉サービスについては、8割以上が「満足」と回答しており、7割以上が「利用しやすい」と回答している。

○利用できていないサービスは「短期入所」「移動支援」「日中一時支援」「放課後等デイサービス」の順に多い。利用できていない理由として「定員がいっぱいなどの理由で事業所に断られたから」「現在は利用の必要がないから」などが多い。

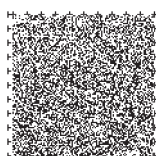
○今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」などが求められている（図24）。

【図24／サービスを利用しやすくするために必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

- 「放課後等デイサービス」「短期入所」などの利用ニーズや「移動支援」「日中一時支援」などのサービスへの対応が必要です。
- 障害児福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障害の特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。

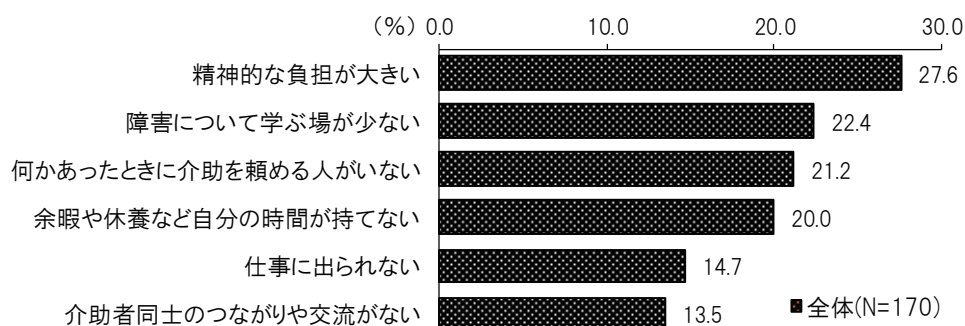


(3) 住まいや暮らしについて

【調査結果の概要（ポイント）】

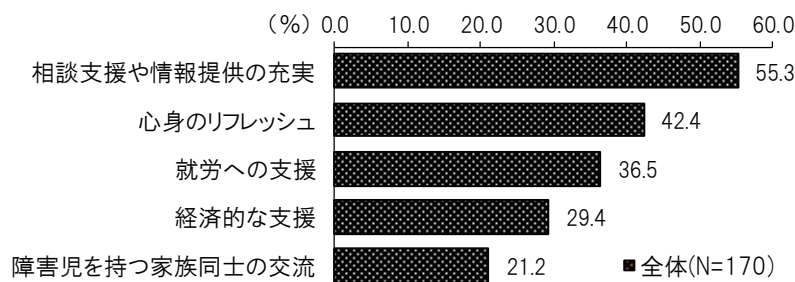
- 自宅で「父又は母」に介助してもらいながら暮らしている人が大半を占める。主な介助者の約半数が40歳代で、ほとんどが「健康」と回答している。
- 子どもの介助や支援上の不安や悩みについては「精神的な負担が大きい」「障害について学ぶ場が少ない」「何かあったときに介助を頼める人がいない」の順に多い。特に、身体障害者で「仕事に出られない」、知的障害者で「余暇や休養など自分の時間が持てない」、精神障害者で「精神的な負担が大きい」が多い（図25）。

【図25／介助や支援上の不安や悩み（上位項目抜粋）】



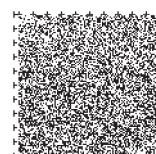
- 介助者が必要としている支援としては「相談支援や情報提供の充実」が半数以上、次いで「心身のリフレッシュ」「就労への支援」などが求められている（図26）。

【図26／介助者が必要としている支援】



今後の課題

- 子どもの障害特性に応じた障害児福祉サービスの提供体制の充実をはじめ、保護者等の負担の軽減に向けた取組の充実や相談支援、家族の交流会などの充実が必要です。



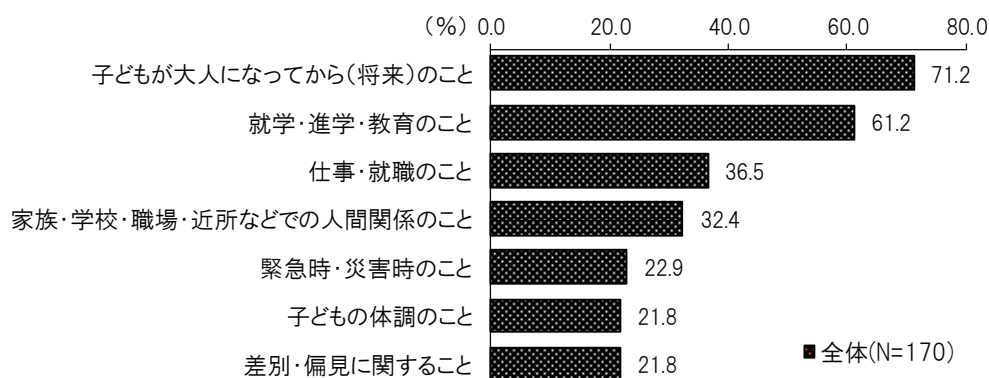
(4) 相談について

【調査結果の概要（ポイント）】

○障害についての相談先は「家族・親族」が最も多く、次いで「かかりつけや専門の病院」「友人・知人」「小中学校・高等学校」の順に多い。特に、身体障害者で「特別支援学校」、精神障害者で「かかりつけや専門の病院」の割合が高い。

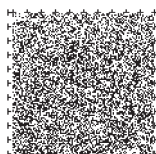
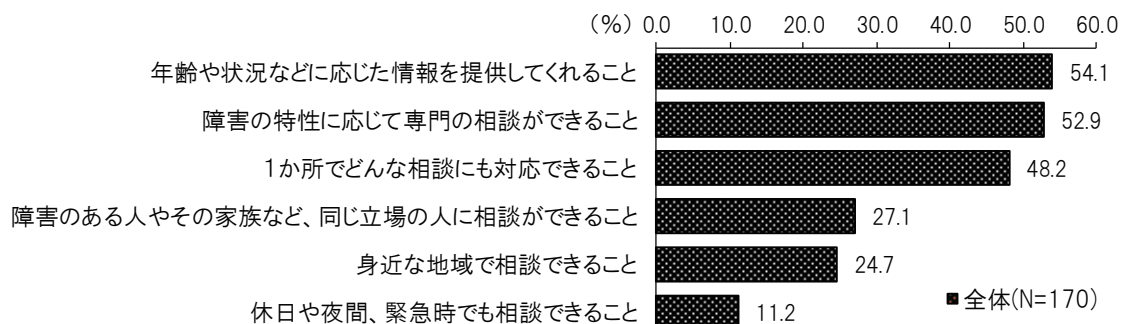
○困っていることや悩みごとについては「子どもが大人になってから（将来）のこと」「就学・進学・教育のこと」「仕事・就職のこと」「家族・学校・職場・近所などでの人間関係のこと」の順に多い（図 27）。特に、身体障害者で「子どもの体調のこと」、知的障害者で「子どもが大人になってから（将来）のこと」、精神障害者で「家族・学校・職場・近所などでの人間関係のこと」の割合が高い。

【図 27／困っていることや悩みごと（上位項目抜粋）】

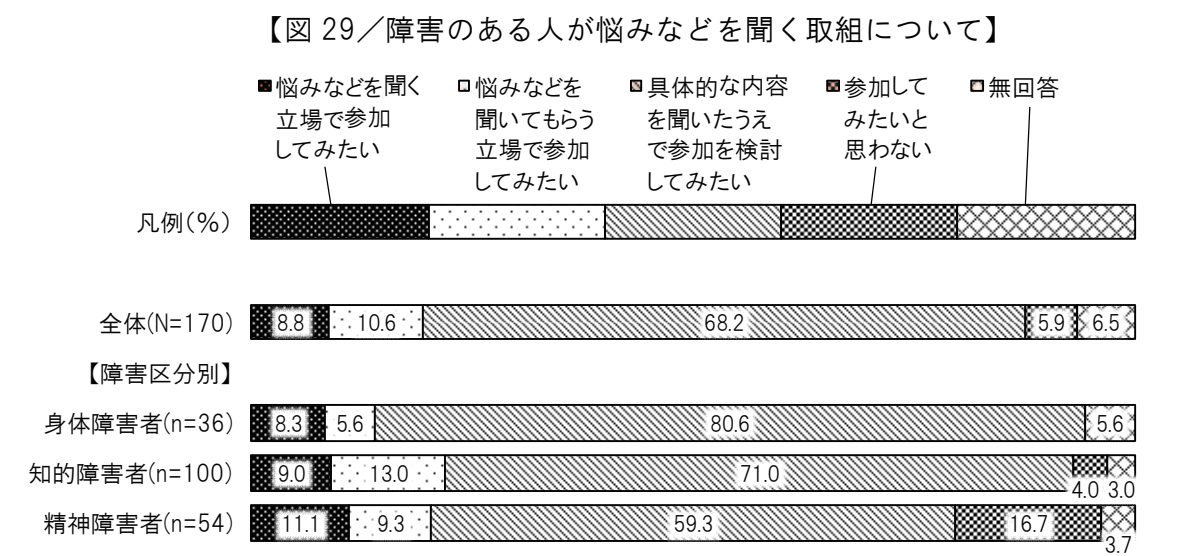


○相談先に望むことは「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」「1か所でどんな相談にも対応できること」の順に多い（図 28）。

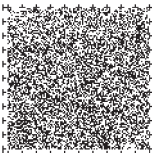
【図 28／相談先に望むこと（上位項目抜粋）】



○障害のある人が悩みなどを聞く取組に対しては、約7割が「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」と回答している。特に、身体や知的障害者で多く、参加希望は約2割である（図 29）。



今後の課題	● 日常の悩みなどを、いつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知、また、ピアサポート体制の充実が必要です。
-------	---

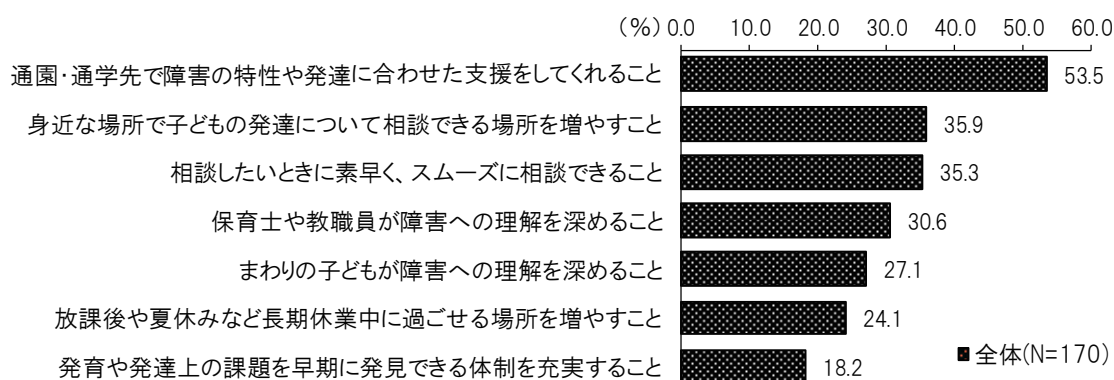


（５）日中の活動について

【調査結果の概要（ポイント）】

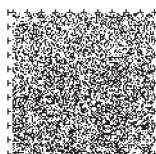
- ほとんどの子どもが学校等へ通所、通学しており、半数以上が「小学校・中学校・高校」に通っている。
- 放課後や長期休業中の過ごし方（子どもの意向）としては「家族・親族の誰かと一緒に過ごしたい」が最も多いものの、「放課後等デイサービス・日中一時支援を利用したい」も約４割を占める。
- 支援が必要な子どものために「障害の特性や発達に合わせた支援」をはじめ「子どもの発達について相談できる場所を増やす」「相談したいときに素早く、スムーズに相談できること」などが求められている（図 30）。

【図 30／支援が必要な子どもに必要なこと（上位項目抜粋）】



- ペアレント・トレーニングについて「参加したことがある」は約１割、６割以上が「知らない」と回答している。また「知っているが参加したことはない」は約２割となっている。
- ペアレント・メンターについて、約８割が「知らない」と回答している。認知率は２割程度となっている。

今後の課題	● 保育や教育の場において、まわりの子どもや教職員に対して、障害のある子どもへの理解の促進が必要です。 ● 障害児一人一人に応じた、きめ細かな指導や支援が必要です。 ● 障害児のニーズに合わせた、放課後等デイサービスや日中一時支援の充実が求められています。
-------	--

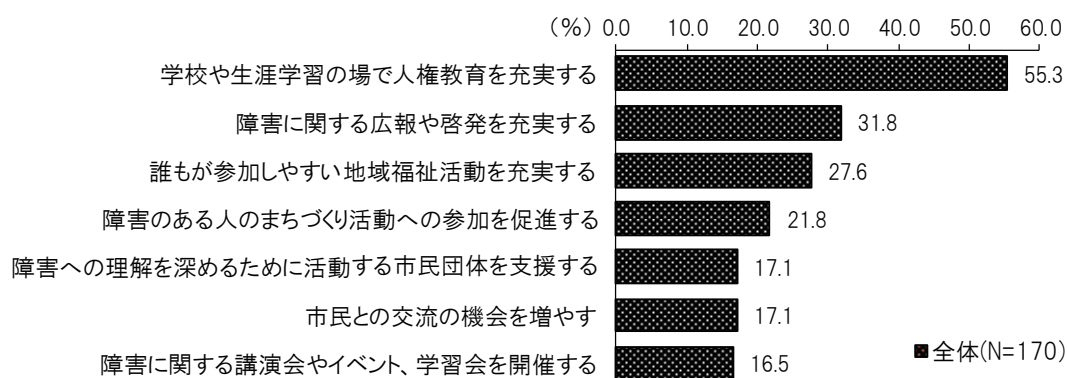


（６）理解促進と社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

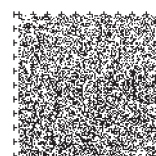
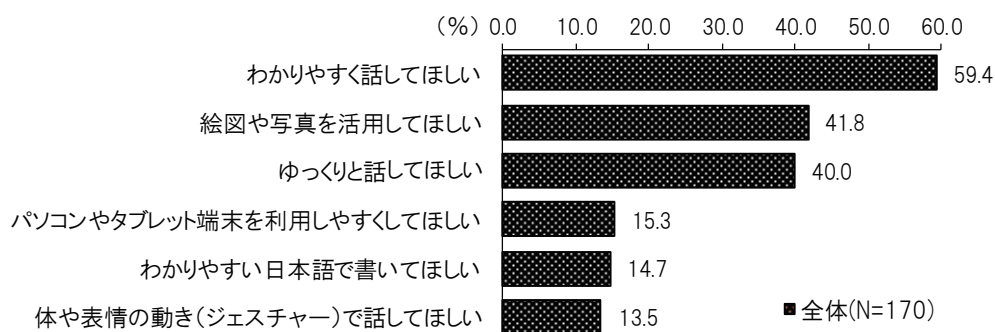
- 障害のある人に対する理解については３割以上が「進んできた」と感じているものの、約６割が「進んでいない」と回答している。
- 差別を受けた場合の相談先を「知っている」人は２割程度で、７割以上が「知らない」と回答している。
- 「障害者コミュニケーション条例」や「手話言語条例」を「知っている」人は１割程度となっている。
- 「障害者差別解消法」については、２割が「浸透していると思う」と回答している。
- 「人権フェスティバル・あいサポートフォーラム」開催の認知率は約３割で、約半数がこのようなイベントに「参加したい」と回答している。
- 障害のある人への理解を深めるために「学校や生涯学習の場で人権教育の充実」をはじめ「障害に関する広報や啓発の充実」「誰もが参加しやすい地域福祉活動の充実」などが必要とされている（図 31）。

【図 31／障害のある人への理解を深めるために必要な取組（上位項目抜粋）】



- 人とコミュニケーションをとるときに約８割が困ることがあると回答している。特に、知的と精神障害者、発達障害の診断を受けている人、８歳以下で困る人が多い。
- 人とコミュニケーションをとりやすくするために「わかりやすく話してほしい」「絵図や写真を活用してほしい」「ゆっくりと話してほしい」人が多い（図 32）。

【図 32／コミュニケーションをとるときに配慮してほしいこと（上位項目抜粋）】



○近所の人や地域の人と「親しく付き合っている」人は、合計2割程度で、約1割が「ほとんど付き合いがない」と回答している。

○社会活動に参加しやすくなるためには「一緒に活動する仲間がいること」「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」などが必要とされている。

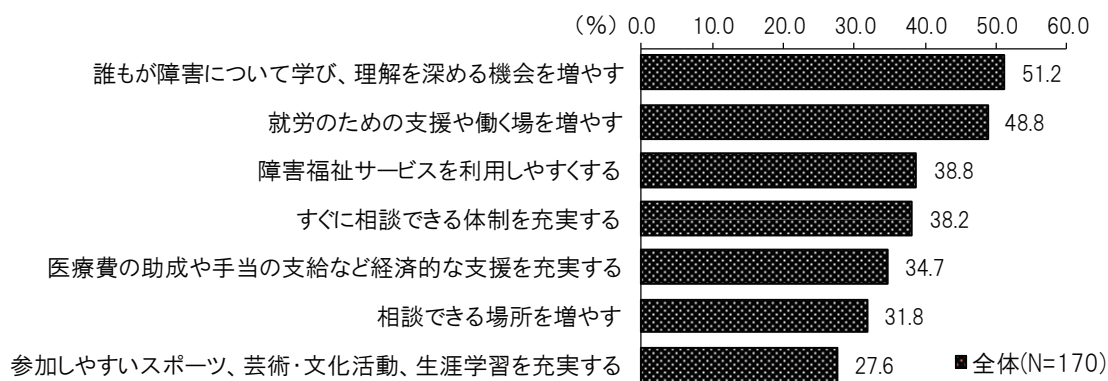
今後の課題	●障害に対する理解を深める取組や障害児と地域住民との交流の機会の充実が必要です。 ●障害者とのコミュニケーションにおいて、例えば「ゆっくり話す」ことなどを広く啓発することが必要です。 ●広報等の活用により、仲間づくりやバリアフリー化の推進など、社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。
-------	--

(7) 行政の福祉施策について

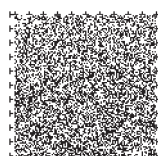
【調査結果の概要（ポイント）】

○障害のある人が住みやすいまちをつくるため、行政が取り組むべきこととして、障害についての学びの場の充実をはじめ、就労支援、障害福祉サービスや相談支援体制の充実、経済的な支援などが求められている（図33）。

【図33／行政が取り組むべきこと（上位項目抜粋）】



今後の課題	●市内においては分野横断的に、また、関係機関との連携を強化し、障害児とその保護者への支援体制を充実させていく必要があります。
-------	--



第5章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

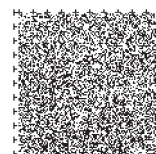
1 基本指針の見直しについて

国において、令和2年1月に開催された「社会保障審議会障害者部会」では「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、その中で、地域における生活の維持及び継続の推進をはじめ「地域共生社会」の実現に向けた取組、発達障害者等支援の一層の充実など、計画に加えるべき方向性が示されています。この見直し案は、その後「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第213号）」として告示されました。

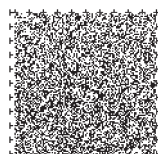
第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においては、この指針に基づいて成果目標を設定します。

【国の基本指針見直しの主なポイント】

基本指針	見直しのポイント
1 地域における生活の維持及び継続の推進	・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。 ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域生活への移行の検討。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。 ・ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症に係る取組事項を盛り込む。
3 福祉施設から一般就労への移行等	・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。 ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。 ・ 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	・ 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
5 発達障害者等支援の一層の充実	・ 発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 ・ 発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。



基本指針	見直しのポイント
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	・ 難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・ 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 ・ 障害児入所支援における 18 歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 ・ 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
7 障害者による文化芸術活動の推進	・ 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。
8 障害福祉サービスの質の確保	・ 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。
9 福祉人材の確保	・ 関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。
10 その他	・ 相談支援体制の充実強化 ・ 障害児通所支援体制の教育施策との連携



【国の成果目標（令和５年度末の目標）の見直しのポイント】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域生活への移行者数：令和元年度末施設入所者の６％以上
 - ・ 施設入所者数：令和元年度末の１.６％以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316 日以上（平成 30 年時点の上位 10％の都道府県の水準）（新）
 - ・ 精神病床の１年以上入院患者数：10.6 万人～12.3 万人に（平成 30 年度の 17.2 万人と比べて 6.6 万人～4.9 万人減）
 - ・ 退院率：３か月後 69％以上、６か月後 86％以上、１年後 92％以上（平成 30 年時点の上位 10％の都道府県の水準）

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

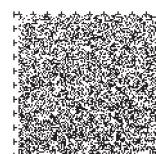
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ年１回以上運用状況を検証、検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍、うち移行支援事業：1.30 倍、就労 A 型：1.26 倍、就労 B 型：1.23 倍（新）
 - ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、７割以上の利用（新）
 - ・ 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：７割以上（新）

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所設置
 - ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
 - ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
 - ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１箇所確保
 - ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）



6 相談支援体制の充実・強化等

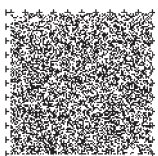
○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

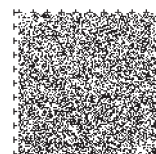
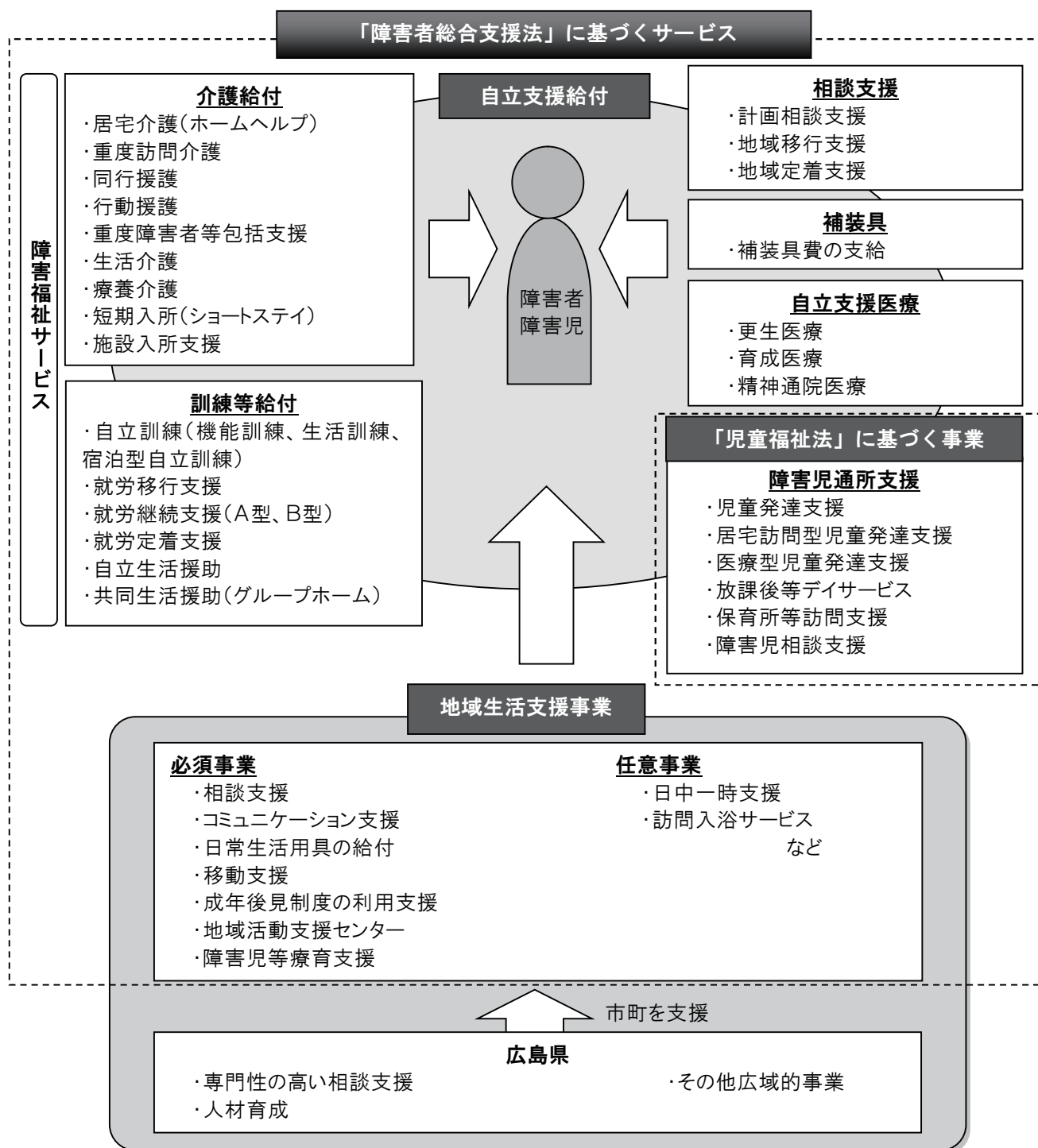
○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築



【参考／障害（児）福祉計画の対象となる障害福祉サービス】

障害者総合支援法による障害福祉サービスは、国や都道府県の個別給付としての「自立支援給付」と市町による「地域生活支援事業」に大別されます。介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障害福祉サービス」と定義しています。



2 成果目標の設定

国において、令和2年1月に開催された「社会保障審議会障害者部会」では「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、その中で、地域における生活の維持及び継続の推進をはじめ「地域共生社会」の実現に向けた取組、発達障害者等支援の一層の充実など、計画に加えるべき方向性が示されています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においては、この指針に基づいて成果目標を設定します。

（１）施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

■国の基本指針■

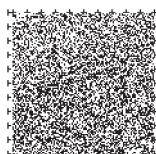
- （１）令和元年度末時点の施設入所者６％以上が地域生活に移行する。
- （２）令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から１.６％以上削減する。

■本市の目標■

① 施設入所者の地域生活への移行

- 令和元年度末時点の施設入所者数 186 人に対して、令和5年度末までに4人（2.2％）が地域で暮らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者数	186 人	・ 令和元年度末時点の入所者数（A）
施設入所者の地域生活への移行者数	4 人	・ 令和5年度末までの地域生活への移行者数（B）
地域生活への移行率	2.2%	（B/A）



② 施設入所者の削減

- 令和元年度末時点の施設入所者数 186 人に対して、令和5年度末までに施設入所者数を4人（2.2%）減らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者の削減数	4 人	・ 令和5年度末時点での削減見込者数（C）
施設入所者の削減割合	2.2%	・ 令和元年度末時点の入所者数（A）からの削減割合（C/A）

（2）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の基本指針■

- （1）令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- （2）令和5年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込数を設定する。

■本市の目標■

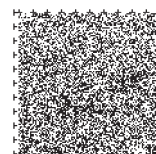
	令和5年度
（1）令和5年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所
（2）地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回/年）	2 回/年

（3）福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針■

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】

- （1）福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とする。
- （2）上記（1）のうち、就労移行支援事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とする。
- （3）上記（1）のうち、就労継続支援A型事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上を目指す。
- （4）上記（1）のうち、就労継続支援B型事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上を目指す。



■本市の目標■

- 令和5年度までに38人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和5年度に23人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和5年度に6人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和5年度に9人が一般就労することを目指します。

	令和元年度	令和5年度	移行割合 (国の指針)
(1) 一般就労への移行	28人	38人	1.36倍 (1.27倍)
(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	17人	23人	1.35倍 (1.30倍)
(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	4人	6人	1.50倍 (1.26倍)
(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	7人	9人	1.29倍 (1.23倍)

【就労定着支援事業に関する目標】

- (5) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- (6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率※が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

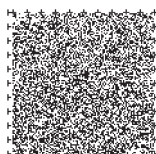
■本市の目標■

- 令和5年度までに一般就労に移行する38人のうち26人の就労定着支援利用者数を目指します。

	令和5年度	移行割合 (国の指針)
(5) 就労定着支援事業の利用者数	26人	68.4% (70.0%)

- 令和5年度までに、就労定着支援事業所1箇所の設置を目指します。

	令和5年度
(6) ①就労定着支援事業所の箇所数	1箇所
(6) ②上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所
(6) ③就労定着率8割以上の事業所の割合	100% (70.0%以上)



（４）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

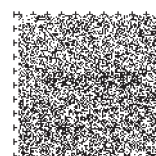
精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

■国の基本指針■

- （１）市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- （２）保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- （３）協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
- （４）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- （５）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- （６）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- （７）現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■本市の目標■

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		12回	12回	12回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		16人	17人	17人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回
	評価	1回	1回	1回
④精神障害者の地域移行支援		1人/月	1人/月	1人/月
⑤精神障害者の地域定着支援		9人/月	10人/月	10人/月
⑥精神障害者の共同生活援助		40人/月	42人/月	44人/月
⑦精神障害者の自立生活援助		0人/月	1人/月	1人/月



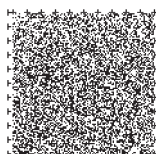
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針■

- (1) 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置也可)
- (2) 令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。(児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等)
- (3) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置也可)
- (4) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置也可)
- (5) 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。(市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置也可)
- (6) 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。(市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置也可)

■本市の目標■

	令和5年度
(1) 児童発達支援センターの設置数	2箇所
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み
(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	4箇所
(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	5箇所
(5) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置済み
(6) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人



（６）相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針■

令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

- （１）障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- （２）①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。
- ③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。

■本市の目標■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
（１）総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	実施
（２）①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	36 件	36 件	36 件
（２）②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	36 件	36 件	36 件
（２）③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12 件	12 件	12 件

（７）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

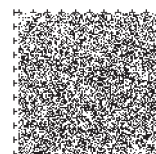
■国の基本指針■

令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- （１）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- （２）障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

■本市の目標■

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
（１）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		2 人	2 人	2 人
（２）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	—	—	—
	実施回数	—	—	—



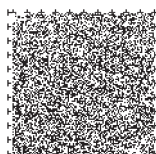
(8) 発達障害者等に対する支援

■国の基本指針■

- (1) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- (2) 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- (3) 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■本市の目標■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	38 人	38 人	38 人
(2) ペアレントメンターの人数	11 人	11 人	11 人
(3) ピアサポートの活動への参加人数	—	—	—



3 第6期障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害者を取り巻く現状の変化や第5期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

(1) 訪問系サービス

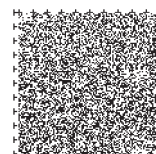
【サービスの概要】

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、食事や排せつなどの介助、外出時の移動補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	寝たきりなどで常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護（ホームヘルプ）などのサービスを包括的に提供するサービスです。

【訪問系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	190	190	191	193	203	211
	時間/月	3,728	3,892	3,913	4,008	4,128	4,251
重度訪問介護	人/月	5	3	3	4	4	4
	時間/月	1,083	223	189	223	223	223
同行援護	人/月	12	15	15	18	22	26
	時間/月	268	229	220	322	386	463
行動援護	人/月	90	74	89	82	91	101
	時間/月	874	693	736	882	996	1,125
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	297	282	298	297	320	342
	時間/月	5,953	5,037	5,058	5,435	5,733	6,062

※令和2年度の実績値は見込み



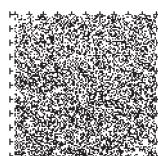
【見込量の確保の方策】

- 安定したサービス提供ができるよう、サービス提供従事者の確保が必要です。広島県と連携して各種研修会等の情報をサービス提供事業所等に提供します。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、ホームヘルパーのスキルアップのための事業を実施します。また、自立支援協議会のヘルパー支援部会において、情報の共有やスキルアップを図ります。

（２）日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（Ａ型）	一般就労が困難な人が、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（Ｂ型）	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービスです。
療養介護	医療が必要で常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
短期入所（福祉型、医療型）	介護する人が病気の時などに、障害のある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。



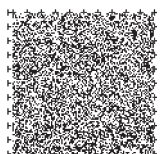
【日中活動系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	547	540	555	563	580	597
	人日/月	8,746	8,961	8,813	9,096	9,459	9,837
自立訓練 (機能訓練)	人/月	8	5	2	2	2	2
	人日/月	131	52	31	31	31	31
自立訓練 (生活訓練)	人/月	22	46	41	46	46	46
	人日/月	231	439	386	439	439	439
就労移行支援	人/月	42	30	35	37	37	37
	人日/月	716	551	589	663	663	663
就労継続支援 (A型)	人/月	77	69	72	77	77	77
	人日/月	1,642	1,468	1,378	1,642	1,642	1,642
就労継続支援 (B型)	人/月	327	336	351	361	371	382
	人日/月	5,236	5,757	5,427	6,332	6,965	7,661
就労定着支援	人/月	0	2	0	5	7	10
	人日/月	0	2	1	5	7	10
療養介護	人/月	34	31	30	36	37	39
	人日/月	1,054	954	918	1,080	1,110	1,170
短期入所 (福祉型)	人/月	107	86	65	123	141	162
	人日/月	431	488	518	551	622	702
短期入所 (医療型)	人/月	13	11	14	13	13	13
	人日/月	43	39	49	53	58	64

※令和2年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 東広島市自立支援協議会等を通じて、日中活動系サービスのニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や施策の検討を行います。
- 市内企業等を対象に障害者雇用の理解を深めるための意識啓発を行います。また、広島県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障害者雇用を促進するための情報提供に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等教育機関など関係機関と連携を図るとともに、障害者相談支援センターにおける就労相談や就労体験実習等により、障害者の就労促進を図ります。
- 就労定着支援は、一般就労に移行した方が職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。
- 短期入所は、家族介護の負担軽減や自宅で介護する人が病気の場合などに重要なサービスであることから、事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。



(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
自立生活援助	障害者施設などを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行うサービスです。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うサービスです。
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。

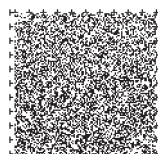
【居住系サービスの見込み量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	2	2	2
共同生活援助（グループホーム）	人/月	114	110	116	128	143	160
施設入所支援	人/月	191	186	183	182	182	182

※令和2年度の実績値は見込み

【見込み量の確保の方策】

- 自立生活援助については、社会福祉法人等に対して適切な情報提供を行うなどしながら、必要な実施体制と見込み量の確保に努めます。
- 社会福祉法人等へグループホームの整備を働きかけ、情報提供を行います。
- 施設入所支援については、新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域生活への移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。



(4) 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障害者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障害者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

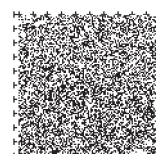
【相談支援等の見込み量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	208	238	261	271	309	352
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	8	10	9	10	10	10

※令和2年度の実績値は見込み

【見込み量の確保の方策】

- サービス等利用計画においては、利用者の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう配慮して策定するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、基幹相談支援センターや自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。

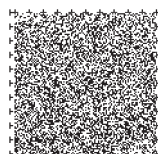


(5) 地域生活支援事業

① 必須事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を促進します。



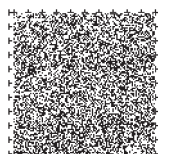
【必須事業の見込量】

サービス種類		単位	第5期実績値			第6期見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	同左	同左
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	同左	同左
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	同左	同左
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	同左	同左
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	同左	同左
成年後見制度利用支援事業		人/年	7	8	11	13	15	17
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	-	-	-	-	-	-
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	36	22	32	32	32	32
	手話通訳者設置事業	人/月	2	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	18	17	17	18	18	18
	自立生活支援用具	件/年	40	42	39	42	42	42
	在宅療養等支援用具	件/年	27	47	37	47	47	47
	情報・意思疎通支援用具	件/年	17	24	21	24	26	28
	排せつ管理支援用具	件/年	3,083	3,244	3,106	3,300	3,300	3,300
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	6	6	7	7	7	7
手話奉仕員養成研修事業		人/年	44	29	7	20	20	20
移動支援事業		人/月	221	146	157	214	242	270
		時間/月	1,223	996	1,060	1,475	1,679	1,883
地域活動支援センター事業		箇所	3	3	3	3	3	3
		人/月	416	248	177	248	248	248

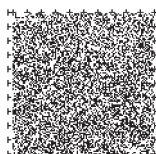
※令和2年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障害者等への理解を深めるための講演会等、広報活動を実施します。
- 相談支援事業は、東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）を地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業は、東広島市社会福祉協議会と連携して引き続き実施します。



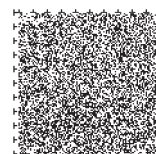
-
- 意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業の実施などにより、奉仕員の確保に努めます。また、手話通訳者養成研修などの情報提供を行うことにより、派遣事業における登録通訳者の確保に努めます。
 - 日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活が円滑に行われるように、ICT の活用を踏まえた新たな対象品目について必要とされる用具の給付を検討します。
 - 移動支援事業は、引き続き、移動支援事業と重度障害者移動支援事業を実施します。
 - 地域活動支援センター事業は、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等障害者等の社会参加を促進するため、引き続き支援します。
-



② 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障害者を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障害者を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
生活訓練事業	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、日常的な生活訓練を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増進・交流等を進めるとともに、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を支援します。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳により、市の広報紙や障害者等が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供します。
奉仕員養成事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する研修を行います。点訳奉仕員と朗読奉仕員養成課程を2年ずつ交代で実施します。また、点訳奉仕員は1回の受講期間が2年間となります。
自動車運転免許取得費給付事業、自動車改造費給付事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障害者職親委託事業	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を育むとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ります。



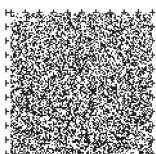
【任意事業の見込量】

サービス種類		単位	第5期実績値			第6期見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活支援	福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	7	6	6	6	6	6
	訪問入浴サービス事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	9	8	8	9	9	9
	生活訓練事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	46	73	80	80	80	80
	日中一時支援事業	人/月	101	94	75	101	105	111
		人日/月	387	430	367	470	493	517
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	箇所	3	3	3	3	3	3
		人/年	154	148	148	148	148	148
	点字・声の広報等発行事業	箇所	2	2	2	2	2	2
		人/年	23	16	16	16	16	16
	奉仕員養成事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	8	8	8	8	8	8
	自動車運転免許取得費給付事業	件/年	3	3	4	2	2	3
就業・就労支援	知的障害者職親委託事業	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月	15	15	15	15	15	15

※令和2年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 日常生活支援にかかる事業については、サービス提供体制の確保に努めます。
- 社会参加支援にかかる事業については、適切な事業実施に努めるとともに、広く周知を図ります。



4 第2期障害児福祉計画

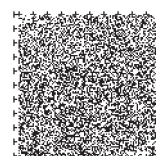
障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害児を取り巻く現状の変化や第1期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

(1) 障害児支援

① 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	医療的管理下で、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービスです。



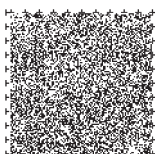
【障害児通所支援の見込み】

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	286	284	262	286	286	286
	人日/月	1,423	1,417	1,457	1,451	1,480	1,510
医療型児童発達支援	人/月	16	16	14	16	16	16
	人日/月	143	135	100	152	152	152
放課後等デイサービス	人/月	979	680	1,122	1,136	1,318	1,529
	人日/月	4,538	5,076	5,474	5,491	6,644	8,039
保育所等訪問支援	人/月	4	6	5	7	7	7
	人日/月	4	6	5	7	7	7
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	2	4	6
	人日/月	0	0	0	20	40	60

※令和2年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- 発達に障害のある子どもの早期発見・支援を進めるため、発達障害支援コーディネーターを「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」に配置し、相談支援の強化を図るとともに、保育所や幼稚園においては、巡回相談を行うほか、母子保健施策等との連携を図ります。
- 自立支援協議会のこども部会において、福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、発達障害の特性を持つ子ども等の支援について協議を行います。



② 障害児相談支援等

【サービスの概要】

サービス名	概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障害児を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

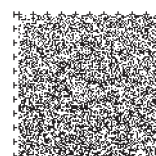
【障害児相談支援等の見込量】

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	75	99	118	131	173	228
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	0	1	1	1	1	1

※令和2年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 障害児や家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- 福祉サービス利用援助、社会生活力向上支援、社会資源利用援助、専門機関紹介等を行います。
- 基幹相談支援センターや自立支援協議会のこども部会において情報や方法の共有化を図り、障害児相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。
- 医療的ケア児に対する関連分野の連携の一層の推進については、保健、医療、障害福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加するニーズに対応できるよう努めます。



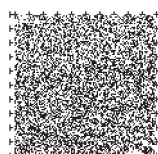
(2) 障害児の子ども・子育て支援等

種別	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所(園)	人/月	152	177	181	181	181	181
認定こども園	人/月	33	36	52	52	52	52
放課後児童健全育成事業	人/月	200	150	200	200	200	200

※令和2年度の実績値は見込み

【見込量の確保の方策】

- 特別な支援が必要な子どもについて、保育所(園)や放課後児童クラブ等での受け入れ体制を整え、健全な心身の発達を促します。
- 医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。
- 「東広島市子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携、調整を図りながら、障害児への支援を総合的に推進します。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

（１）庁内推進体制の強化と協働による取組の推進

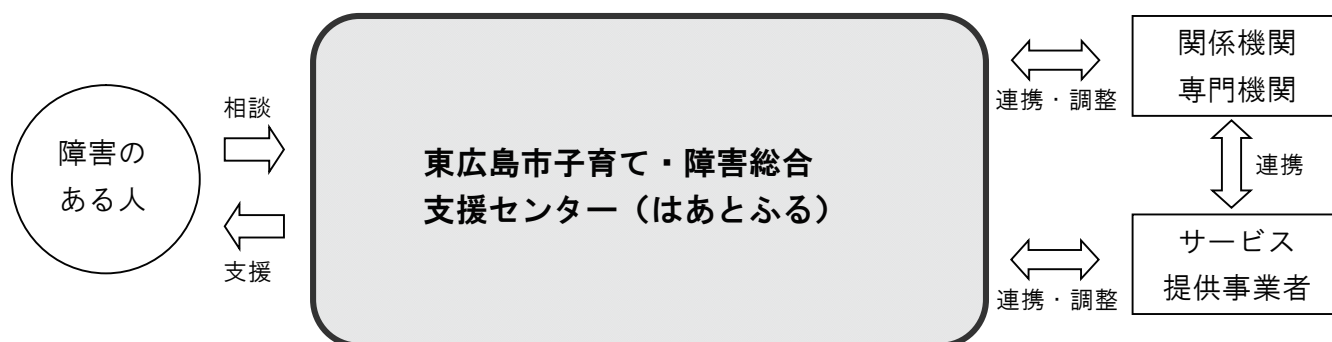
本計画の推進に当たっては、庁内関係各課におけるより一層の連携の強化を図り、様々な取組を進めるとともに、市民、社会福祉協議会、サービス提供事業所、保健医療機関、住民ボランティアなどとの連携を強化し、協働による取組を推進します。

（２）相談支援体制の強化

「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」は、子育て支援と障害のある人に、総合的、一体的に地域生活に関する支援を行う窓口で、子育て関連施設やその他、「HOT けんステーション」等の関係機関と連携する調整窓口としての役割も担っています。

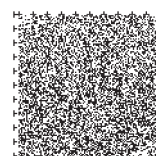
また、一人一人が適切な支援を受けられるよう、メール等を活用した相談等、引き続き、相談体制の充実を図ります。

【東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）の機能】



（３）市の取組と分かりやすいサービス提供体制の周知

広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画に基づく本市のサービス提供体制や事業の実施内容について、分かりやすい情報提供と周知を図ります。また、あらゆる機会を通して、障害者やその家族、関係者等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。



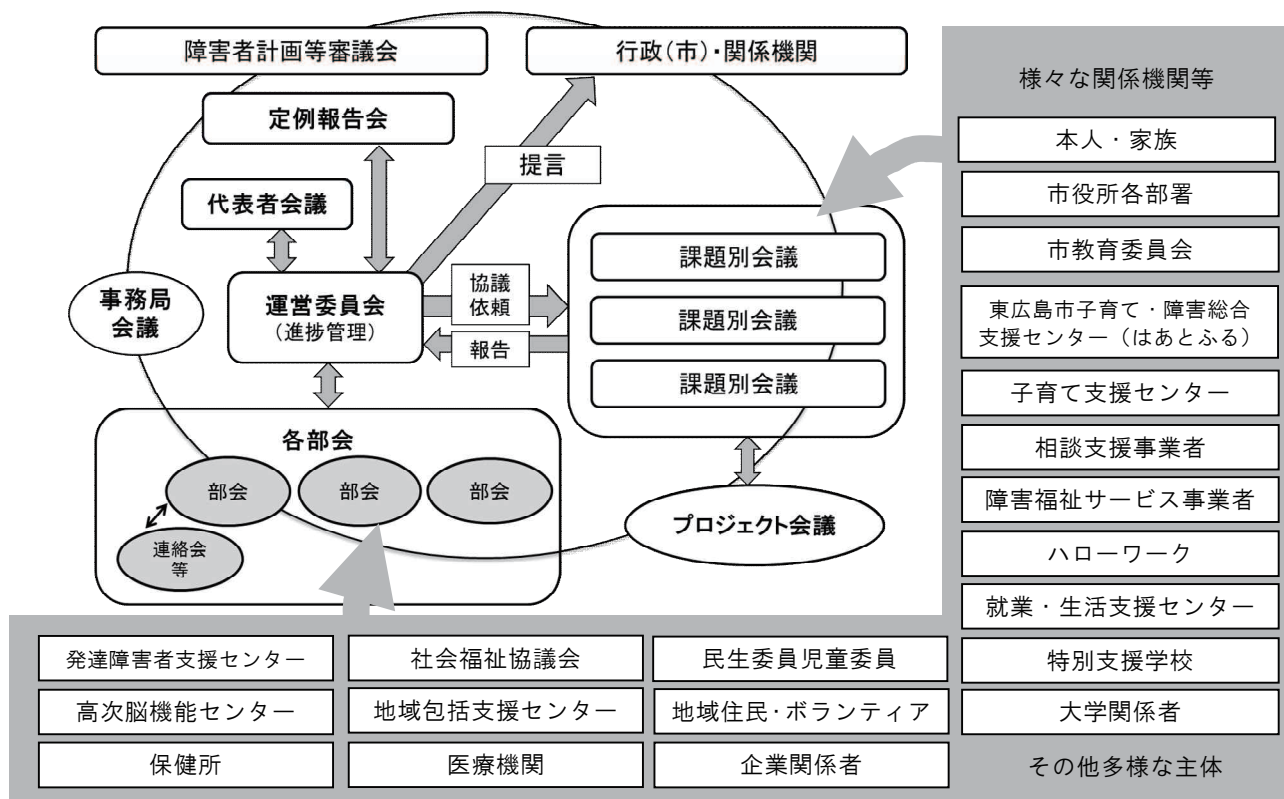
（４）東広島市自立支援協議会との連携

医療機関や教育機関、企業、サービス提供事業所、市民等様々な分野からの参画により開催されている「東広島市自立支援協議会」との連携を強化し、地域におけるネットワーク（障害のある人を支えるつながり）づくりや関係機関との連携の在り方等について検討します。

各部会等の開催に当たっては、インターネットを活用したweb会議の導入等を通して、時間や場所にとらわれない情報共有体制の構築を図ります。

自立支援協議会では、地域課題の検討や解決に向けた継続的な協議の場である各「部会」や集中的に協議をする各「課題別会議」等により、様々な関係機関等と連携し、課題解決に取り組みます。

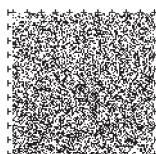
【自立支援協議会のネットワークイメージ】



（５）感染症対策を踏まえたサービス提供体制

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ホームヘルパーの活動の制限や通所サービスの利用自粛など、障害者の暮らしやサービス提供体制に大きな影響が及んでいます。

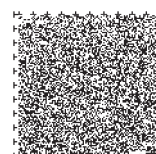
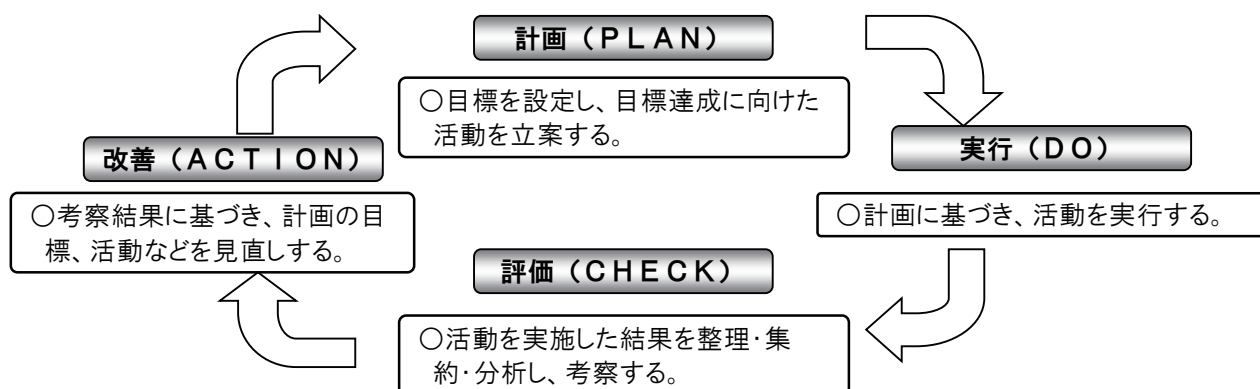
今後は、障害者やその家族等における、それらの影響の実態把握に努めるとともに、新しい生活様式を踏まえた障害福祉サービス提供体制の在り方やリスク対策など、国や県の方針をはじめ、サービス提供事業者等関係機関との連携により、感染症拡大防止を視野に入れた、きめ細かな支援体制の構築に努めます。



2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、毎年、計画の進捗状況や達成状況を点検、評価し、それを次年度の施策、事業に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理を進めます。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】



1 東広島市障害者計画等審議会規則

平成27年3月31日規則第31号

改正 平成28年3月31日規則第28号

平成29年9月29日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者計画の策定、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉計画の策定及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児福祉計画の策定並びにこれらの計画の実施に関する重要な事項を審議する。

(一部改正〔平成29年規則49号〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び関係団体の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

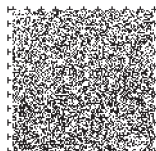
3 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって、これを定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(一部改正〔平成28年規則28号〕)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

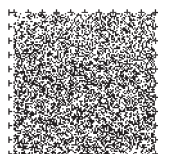
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日規則第49号）

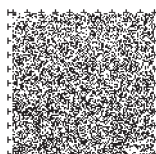
この規則は、公布の日から施行する。



2 東広島市障害者計画等審議会 委員名簿

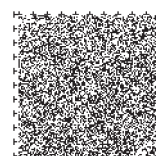
(敬称略)

区分	所属・役職等	氏名	備考
学識経験者	広島国際大学 総合リハビリテーション学部 教授	石原 恵子	
	広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授	竹林地 毅	
関係団体	独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター 医師	寺井 英一	
	社会福祉法人しらとり会 ワークセンターなかよし 管理者	垣尾 泰弘	
	精神障害者家族のつどいの会 副代表	市場 繁	
	東広島市社会福祉協議会 副会長	高橋 康裕	
	東広島市中心身障害児者父母の会 会長	川本 菊江	
	東広島市身体障害者福祉連合会 会長	上村 昭子	
	東広島ボランティア連絡協議会 会長	内山 和美	
	東広島市民生委員児童委員協議会 会長	栗原 征男	
	東広島商工連絡協議会 事務局長	井上 輝明	
	東広島ろうあ協会 会長	秋山 明美	
	広島県立障害者リハビリテーションセンター 総合相談課 課長補佐	金田 ひとみ	
	社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会 理事長	河内 昌彦	
	社会福祉法人倫 理事長	古川 誠	
関係行政 機関	広島西条公共職業安定所 所長	神森 道子	
	広島県西部東厚生環境事務所 所長	柳井 義正	
	東広島市教育委員会 学校教育部 部長	國廣 政和	
	東広島市 健康福祉部 部長	梶永 里美	



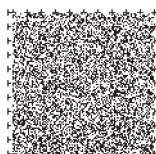
3 策定経過

期日	項目	内容								
令和２年 6月19日（金）	第１回 東広島市障害者 計画等審議会	・第６期東広島市障害福祉計画及び第２期東広島市障害児福祉計画の策定について ・第６期東広島市障害福祉計画及び第２期東広島市障害児福祉計画に係るアンケート調査について								
令和２年 8月～9月	アンケート調査	・市民アンケート調査の実施								
令和２年 12月24日（木）	第２回 東広島市障害者 計画等審議会	・第６期東広島市障害福祉計画及び第２期東広島市障害児福祉計画（案）について								
令和３年 2月1日（月）～ 3月1日（月）	パブリックコメント	・第６期東広島市障害福祉計画及び第２期東広島市障害児福祉計画の計画案について ・パブリックコメント（意見募集）の実施結果 計画に市民等の意見を反映するため、計画素案を公表し、広く市民等から意見募集を行いました。 ● 意見件数・・・3件（3名） <table><tr><th>意見の内容</th><th>件数</th></tr><tr><td>医療的ケア児に関すること</td><td>1</td></tr><tr><td>計画の推進体制に関すること</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>1</td></tr></table>	意見の内容	件数	医療的ケア児に関すること	1	計画の推進体制に関すること	1	その他	1
意見の内容	件数									
医療的ケア児に関すること	1									
計画の推進体制に関すること	1									
その他	1									
令和３年 3月17日（水）	第３回 東広島市障害者 計画等審議会	・第６期東広島市障害福祉計画及び第２期東広島市障害児福祉計画の最終案について								

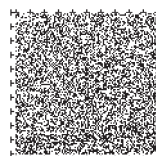


4 用語解説

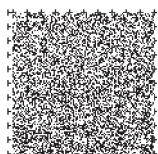
用 語	説 明
【あ行】	
育成医療	身体に障害がある児童、もしくは、将来的に障害児となる可能性がある児童で、治療効果が期待される児童に、機能障害の軽減、除去のために必要な医療費の給付を行う制度のこと。
医療的ケア	鼻などから管を通し栄養剤を送る経管栄養やたんの吸引など、医師の指導の下に医療的介助を行うこと。また、医療的ケア児とは、日常生活を行ううえで医療的ケアを必要とする18歳までの児童のこと。
【か行】	
基 幹 相 談 支 援 セ ン ター	障害の種別や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
共生社会	障害者が積極的に社会参加や社会貢献のできる社会であり、障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互にその人格と個性を認め、支え合う社会のこと。
高次脳機能センター	高次脳機能障害に関して、医療から福祉まで一貫したサービスを提供する、中核的な役割を担う施設のこと。
更生医療	身体障害者において、障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
【さ行】	
児童福祉法	子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、全ての児童が福祉を等しく保障される権利や支援を定めた法律。障害児の福祉サービスや基本的な考え方などを定めている。
児 童 発 達 支 援 セ ン ター	通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うと共に、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的に療育支援施設のこと。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
市民後見人	自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う親族以外の一般市民のこと。
社会的障壁	障害者等にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
手話通訳者	手話を使って聴覚障害者と健聴者とのコミュニケーションを仲介する人のこと。
障害者基本法	障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。全ての障害者が、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。行政機関等や事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障害者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示をしたときは、必要で合理的な配慮を行うことを定めている。



用 語	説 明
障害者就業・生活支援センター	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。
職親	知的障害者を預かり、その更生に必要な指導訓練、職業指導を行う者。職親を希望する者は、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認める必要がある。
自立支援医療（精神通院）	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院は、統合失調症などの精神疾患を有する者のうち、通院による精神医療を継続的に要する者を対象としている。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき設置する協議会で、「地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」と規定される。
身体障害者手帳	身体上の障害のある人に対して自治体が交付する手帳。等級は重度から１級～６級に区分され、障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳。等級は１～３級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。申し立てを受けた家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する。本人の判断能力により、後見、保佐、補助の区分がある。
【た行】	
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を行う施設のこと。
地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障害者の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障害者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する事業のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障害者施策においても、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。
【な行】	
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

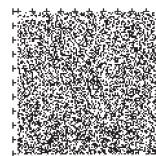


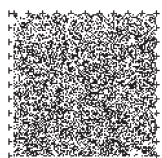
用 語	説 明
【は行】	
発達障害	生まれつき脳の発達に障害があることの総称。通常低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害、吃音(症)などに分類される。
パブリックコメント	計画等を策定する過程において、計画案等を市民に公表し、それに対する意見を求める制度のこと。
バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活を送るうえで障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去するという考え方のこと。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称であり、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する地域の総合的雇用サービス機関のこと。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティーネットとしての役割を担っている。
ペアレントトレーニング	障害がある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	「メンター」とは信頼のおける相談相手という意味があり、発達障害の子どもを育てた親が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から同じ悩みを抱える親などに対し相談や助言を行う人のことを「ペアレントメンター」という。
ホームヘルパー	障害や高齢等で日常生活を営むことに支障のある人のいる家庭を訪問し、家事の援助や身体介助などの支援を業務とする職種のこと。
【ま行】	
モニタリング	サービス計画に対する確かな評価ができているか、また、利用者のニーズに応じた計画となっているかを見守り、必要に応じて修正するなど、継続的にフォローアップすること。
【や行】	
要約筆記者	聴覚障害者のために、話し手の内容を簡単にまとめ、筆記で通訳する人のこと。
【ら行】	
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見・早期治療及び相談・指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して自治体が交付する手帳。障害の程度は、㉠・A判定が重度、㉡・B判定が中度・軽度と記載される。

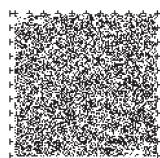


**第6期東広島市障害福祉計画及び
第2期東広島市障害児福祉計画**

発 行 行／令和3年3月
発 行 者／広島県 東広島市
問 合 せ 先／東広島市 健康福祉部 障害福祉課
〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
電 話 (082) 420-0180
FAX (082) 420-0181
E - M a i l / hgh200180@city.higashihiroshima.lg.jp









東広島市

